

平成29年

# 双葉町議会会議録

第4回定例会

12月12日開会～12月14日閉会

双葉町議会

## 平成29年第4回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 日 (12月12日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第73号から議案第84号までの一括上程	8
議案第73号から議案第84号までの提案理由の説明	8
散 会	10

### 第 2 日 (12月13日)

議事日程	11
出席議員	12
欠席議員	12
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	12
職務のため議場に出席した者の職氏名	12
開 議	13
議事日程の報告	13
一般質問	13
羽山君子君	13

菅野博紀君	18
尾形彰宏君	31
岩本久人君	39
高萩文孝君	46
散会	51

第 3 日 (12月14日)

議事日程	53
出席議員	54
欠席議員	54
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	54
職務のため議場に参加した者の職氏名	54
開議	55
議事日程の報告	55
議案第73号の質疑、討論、採決	55
議案第74号の質疑、討論、採決	55
議案第75号の質疑、討論、採決	56
議案第76号の質疑、討論、採決	56
議案第77号の質疑、討論、採決	57
議案第78号の質疑、討論、採決	58
議案第79号の質疑、討論、採決	58
議案第80号の質疑、討論、採決	59
議案第81号の質疑、討論、採決	60
議案第82号の質疑、討論、採決	61
議案第83号の質疑、討論、採決	62
議案第84号の質疑、討論、採決	63
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	63
議員派遣変更の件	64
閉会	64

29 双葉町告示第13号

平成29年第4回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年11月22日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成29年12月12日（火）  
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君  
3番 羽山君子君  
5番 菅野博紀君  
7番 岩本久人君

2番 石田翼君  
4番 高萩文孝君  
6番 清川泰弘君  
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

## 平成29年第4回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年12月12日（火曜日）午前11時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第73号 双葉町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第74号 双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第75号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第76号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第77号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第78号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第79号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第80号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第81号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第82号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第83号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第84号 土地の取得について

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	山本一弥君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	高橋秀行君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝



---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前11時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、尾形彰宏君、2番、石田翼君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月6日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月14日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの3日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長（伊澤史朗君） 平成29年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

9月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画が、9月15日に内閣総理大臣の認定を受けました。帰還困難区域内の除染解体を初めとする町内の復興まちづくりに本格的に着手できる環境が整ったところであります。

これを受けて、12月9日に郡山市で、12月10日にはいわき市で、双葉町と環境省との合同による双葉町・特定復興再生拠点区域内の除染・建物解体工事等に係る説明会を開催しましたところ、両会場合わせて192人の方々に参加いただきました。今後、拠点区域内の除染、インフラ整備など、国、県と連携し取り組んでまいります。

9月16日、第11回市町村対抗福島県軟式野球大会が須賀川市牡丹台球場で、10月14日には第4回市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬光陽ソフトボール場で開催されました。選手の皆さんの復興への願いが込められた元気いっぱいのプレーに、大変勇気づけられたところです。

9月18日、震災後2回目となる双葉町敬老会をいわき市のスパリゾートハワイアンズで開催し、県内外から多数の方々に参加いただきました。式典前には行政区ごとのテーブルに分かれ昼食交流会が行われ、久々の再会を喜び合っていました。式典では、207人の出席者を代表して、93歳になられた佐藤正弘さん（郡山）へ記念品を贈呈いたしました。また、6組の金婚夫婦に福島民報社から表彰状と記念品が贈られました。式典後には、JAスマイル大正琴、コーラスふたば、民謡同好会のすばらしいステージが披露され、出席された皆さんは楽しいひとときを過ごされていました。

10月4日、JR東日本水戸支社と「JR双葉駅東西自由通路及び橋上駅舎の整備に関する協定書」を締結いたしました。平成31年度末に予定されている常磐線全線開通に合わせ、供用開始を目指し整備を進めてまいります。

10月8日、いわき市の南部アリーナにおいて、震災後初となる町民体育祭にかわるスポーツイベント「ふたばスポーツフェスティバル2017」と、公益財団法人日本オリンピック委員会主催によるオリンピックとスポーツを楽しむ「オリンピックデー・フェスタ in ふたば」を合同で開催しました。ロンドン五輪で銀メダル、リオ五輪で銅メダルを獲得した重量挙げの三宅宏美さんら5人のオリンピックがキャプテンを務める5チームに分かれて、手つなぎ鬼や小玉回し、玉入れなどの競技で汗を流し、順位を競いました。参加者の皆さんは、オリンピックと触れ合いながらスポーツを通じて心身のリフレッシュを図り、参加者同士の交流を深めていました。このスポーツイベント開催に当たり、ご尽力いただいた関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。

10月12日から11月4日まで、福島県内外12会場で町政懇談会を開催し、300人の方々にご出席いた

だきました。今回の町政懇談会では、まず私から町内復興の取り組みについて報告した後、教育長より町立学校の状況等について、担当課長より、復興まちづくり計画（第二次）や特定復興再生拠点区域復興再生計画、平成29年度住民意向調査、中間貯蔵施設計画地内町有地の取り扱い、町共同墓地の整備など復興に関する各種施策について説明を行いました。続いて、町民の皆さんから、町政全般について数多くのご意見、ご要望、ご質問等をいただきました。今後の町政運営に反映させるべく検討してまいります。

10月28日、29日の両日、勿来地区文化協会のご支援により、いわき市勿来体育館で開催された勿来地区総合文化展において、第4回双葉町民作品展覧会を開催しました。町立小中学校の児童生徒を初め、いわき市、加須市などから町民の皆さんの作品が出展されました。また、29日には、いわき市勿来市民会館において勿来地区総合芸能祭が開催され、双葉町からはコーラスふたば、JAスマイル大正琴、民謡同好会の3団体が出演し、勿来地区の皆さんと文化交流を図りました。

11月1日、町道山田郡山線の富沢橋かけかえ工事に伴う現橋撤去工事が環境省により着工されました。今年度中には撤去が完了し、平成31年度末までには、復員11.5メートル、橋長41.2メートルの新しい橋にかけかえられる予定であります。

11月3日、いわき事務所において、平成29年度表彰式を挙行いたしました。式では、特別功労表彰、功労表彰をそれぞれ1名の方に、永年勤続表彰を11名の方々に、感謝状を3団体にお贈りいたしました。これまで多年にわたりそれぞれの職務に精励努力されてきた方々の功績をたたえ、また避難者支援にご尽力いただいた方々に心から感謝の意を申し上げるとともに、双葉町の復興の諸課題への対応の向けて、今後とも一層のお力添えをお願い申し上げます。

同じく11月3日、幼稚園、小中学校による「梅檀祭」が、双葉町立学校仮設校舎体育館において開催されました。総合的な学習の発表や、子供たちが一生懸命練習を重ねた標葉せんだん太鼓や創作劇、合唱などが発表され、参観された皆さんに大きな感動を与えました。

11月7日、8日の両日、郡山ビッグアイで、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催の第30回双葉町総合美術展と第4回双葉町民作品展覧会が開催され、すばらしい作品が展示されました。多くの町民の皆さんが会場を訪れ、作品を鑑賞するとともに再会を喜び合っていました。

11月11日、平成29年双葉町消防団検閲式を、双葉町立学校仮設校舎体育館で開催いたしました。61年ぶりに新しく制作された団旗のもと、団長の指揮により閲団と通常点検が行われ、団員の皆さんの士気の高さを確認いたしました。

11月19日、第29回市町村対抗福島県縦断駅伝競争大会が開催されました。選手の皆さんは、北塩原村などで2回の合宿を行い、チームワークを高め、当日は心を一つに大会に臨み、見事な走りを見せてくれました。選手の頑張りは、町民の皆さんに元気と感動を与えていただいたものと思います。監督、コーチ、選手、そしてご支援していただきました関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。

12月5日に町道前田長塚線ほか1路線の3カ所の国の災害査定が実施され、国費負担による復旧工

事が認められました。今後も災害復旧等を実施し、双葉町の復興を加速させてまいります。

12月4日、5日の2日間、平成30年度国の予算要求に向けた要望活動を行いました。特に被害実態に即した賠償と生活支援の実施、高速道路の無料措置の延長、医療費一部負担金等の減免の継続と生活再建支援金の継続、町内除染の早期かつ計画的な実施など、町の復興再生に向けた重点課題について関係省庁へ強く要望いたしました。

中間貯蔵施設の受け入れ分別施設、土壌貯蔵施設についてですが、10月28日に大熊町の土壌貯蔵施設で貯蔵が開始されたことを踏まえ、10月30日に中間貯蔵に関する専門家会議、11月14日に中間貯蔵施設環境安全委員会が双葉、大熊町の両施設を視察し、安全性の検証が行われました。

いわき市勿来団地の整備状況ですが、10月末現在における工事進捗率は、基盤整備工事が98%、集合住宅建設工事が74%、木造戸建て住宅建築工事が2%となっております。

中野地区復興産業拠点整備についてですが、10月25日にUR都市機構（独立行政法人都市再生機構）と締結した業務委託契約を踏まえ、UR都市機構による設計施工一括での発注が行われ、平成30年度における一部供用開始に向けて取り組んでいるところです。

復興まちづくり計画（第二次）を具現化させるための取り組みについては、庁内の検討組織である復興まちづくり計画推進会議幹事会のワーキンググループでの検討結果及び復興町民委員会などからのご意見を踏まえ、復興まちづくり計画（第二次）に係る実施計画の改定に向け、取り組んでまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の制定が2件、条例の一部改正が5件、補正予算（案）が4件、土地の取得が1件、合わせて12件となりますので、慎重なご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

---

◎議案第73号から議案第84号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第73号から日程第16、議案第84号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第84号までを一括上程いたします。

---

◎議案第73号から議案第84号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第73号から議案第84号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第73号 双葉町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてですが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会が新制度へ移行するため、新たに定数条例を制定するものです。

これにより、現在の双葉町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び双葉町農業委員会の選任による委員の定数に関する条例を廃止するものです。

議案第74号 双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてですが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により、農業委員会に新たに農地利用最適化推進委員を設置することとなるため、その定数条例を制定するものです。

議案第75号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改正するものです。

議案第76号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてですが、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改正するものです。

議案第77号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、新制度へ移行する農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に対して、基本給に加えて創設された農地利用最適化交付金を反映した報酬を支給するため改正するものです。

なお、農地利用最適化交付金を反映した報酬は能率給とし、毎年度当該交付金の額の確定を受けた後に、予算の範囲内で町長が定める額を支給することとしております。

議案第78号 職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、給料表及び勤勉手当の支給率を改正するものです。

議案第79号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてですが、これは「企業立地促進法」が「地域未来投資促進法」に改称され、平成29年7月31日に施行されたことに伴い、改正後の同法の内容と整合するように関係する条文を改正するものです。

議案第80号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第5号）についてですが、歳入歳出それぞれ1億1,208万円を追加し、歳入歳出予算の総額は229億5,452万1,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、固定資産税の償却資産等の増により2億139万8,000円を追加いたしました。国庫支出金は、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の減等により1,649万7,000円を減額いたしました。寄附金は、ふたばっ子教育支援寄附金等の増により948万7,000円を追加いたしました。繰入金は、財政調整基金繰入金の減等により8,936万2,000円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、勿来酒井団地商業施設外装等工事や町税還付金等の増により7,482万円を追加いたしました。民生費は、介護保険特別会計繰出金等の増により1,158万8,000円を追加いたしました。農林水産業費は、蛭子堂地内用水路測量設計業務委託料や農道原田前田線の整備費等の増により1,008万4,000円を追加いたしました。土木費は、双葉インター線

に係る整備費の減などにより929万1,000円を減額いたしました。教育費は、スクールバス業務委託料やふたばっ子学習会事業業務委託料等の増により210万2,000円を追加いたしました。諸支出金は、特定原子力施設地域振興事業公共用施設事業運営基金等の積立金として1,766万1,000円を追加いたしました。

議案第81号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ31万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は16億5,733万8,000円となります。

歳入は、国庫支出金が財政調整交付金の増により25万円を追加、繰入金は事務費分の一般会計からの繰入金6万5,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費が6万5,000円の追加、保険給付費の葬祭費を25万円追加いたしました。

議案第82号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額は2億6,157万5,000円となります。

歳入は、事務費分の一般会計からの繰入金8万円を追加し、歳出は公共下水道事業費の下水道総務費に8万円を追加いたしました。

議案第83号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,703万円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億8,597万9,000円となります。

歳入は、介護給付費や事務費分などの一般会計からの繰入金3,703万円を追加いたしました。

歳出は、総務費が13万円の追加、保険給付費は居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費などの増により3,590万円を追加いたしました。地域支援事業費は、第1号訪問介護サービス給付費などの増により100万円を追加いたしました。

議案第84号 土地の取得についてであります。中野地区復興産業拠点整備事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時22分）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

# 平成29年第4回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年12月13日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

3番 羽山君子君

5番 菅野博紀君

1番 尾形彰宏君

7番 岩本久人君

4番 高萩文孝君

散 会



○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	山本一弥君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	高橋秀行君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） おはようございます。議席番号3番、通告番号1番、ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

それでは、1番、特定復興再生拠点区域復興再生計画区域の用地について。特定復興再生拠点区域復興再生計画区域の土地は民地が多い。町は、事業用地を買い上げまたは賃貸のどちらの方法で取得するのか。また、計画区域の土地は所有者が町以外に自由に売買できるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域復興再生計画区域の用地について。まず、特定復興再生拠点区域の事業用地について、買い上げまたは賃貸借のどちらの方法で取得するのかとのおたただしですが、特定復興再生拠点区域のうち駅西側の一部区域等について、町主導による生活拠点の整備等に関する事業を行うこととしておりますが、その事業用地については、今後計画の詳細を検討した上で、地権者の皆様に用地面でのご協力をお願いし、町で買い取らせていただきたいと思いますと考えております。なお、特定復興再生拠点区域は、おおむね5年後の避難指示解除を目指し、除染、解体、インフラ復旧等の帰還環境整備を集中的に行う区域であり、その全ての土地を町が取得するものではありません。

また、計画区域の土地は所有者が町以外に自由に売買できるのかとのおたただしですが、特定復興再生拠点区域復興再生計画は、土地の売買とは直接的な関係はありませんので、計画区域内の土地の売買については、計画認定による制約は発生しておりません。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 町長は12月9日、10日の地権者の集まりで、環境省が来て復興再生拠点区域の計画の除染や解体のお話はされております。これは例えば民地がやっぱり自由に売買できるとすれば、景観を損ねかねない一つの復興の町としての機能がなくなるのではないかと思うのです。あの区域に関しては、国からも認定を受けていますし、町民がよその人に売って、そこが景観がまた崩れるということもあり得るのではないかと思うのです。そういうことで、私はできればお買い上げいただいて、一つの町としてやっていただければなと思っております。

また、それに関してなのですが、復興再生拠点、この区域の業務委託、どこに委託されるか、まだわからない状況ですが、委託されたとしても、結局土地が虫食いの状態、例えばどこか売りますよといった場合に、自分たちが求める範囲内のその土地がよそに売れていて、区域のきちとした整備、例えば頼んだ業者さんも、きれいにできないと思うのです、やはり。だから、そういう拠点に関しては、やはりきちとした町の買い取りをしていただかないと、土地が虫食いの状態で、町の全体像が望めなくなるのではないかということです。

あと内閣総理大臣に認定されて3カ月になりますが、どのように活用か、先ほど言いましたけれども、はっきり決めていただかないと、おくれが出てくるのではないかと思うのです。もう3カ月たちましたから、やはりその辺のことは、どこからどこまでが買い上げして、みんなが買い上げではないよと言いますけれども、故郷を離れて郡山とか遠くで暮らす皆さんは、自分の土地が入っていれば、どのように来てくれるのかなということもありますから、この前の説明会のときも一つの話をしていただきたかったのは、必要な土地は町で買い取りさせていただきますよぐらいなことは言ってもらわないと、皆さん除染と、環境省が来て集まりの話だけでは、私はその話をちょっと郡山の方から聞いたのですけれども、郡山、いわきの方から聞いたのですけれども、きちとした答えというのは、やはりここだけはどうしても押さえないという部分があれば、それ以外はいいですけれどもという話をきちっとされたほうが町民わかりやすく、ああ、では入らない、入る、それからではどうするのだと、よそに売っても大丈夫だよというふうな形になるかなと思うのです。除染、同時にしてほしかったのですね、私は、そういう話は、これだんだん、だんだん、来年30年ですから、34年度には解除されるとしても、やはりきちっとそういうことをしておかないと、もう3カ月たっているのですから、国、県と相談されて、やはりここまでは買い上げましょうと、ここだけでまちづくりはするから、あとは自由にどうしてもいいよというようなことを持っていつてもらいたかったなと、私はそういうふうに思いました。

それで、もう5年になったら解除しますよと言ったのが、だんだんおくれできてしまう。あと4年しかないわけですから。34年ですか、の春と言っていますので。考えれば来年30年ですから、あと4年の間にそれだけのことをやるのに、また今度土地からとなると、また大変なのですよ、買い上げ。町長さん先ほど買い取ると言いましたので、その辺のことをもう一度、例えば私これ中継されている

と思うのですが、やはり土地の地権者の方々ちょっとその辺が不安だと言っていますので、必要なところはこういう状態で買い上げするか、要らないとか、きちっともう一度お願いいたしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定復興再生拠点区域の、12月9日、10日、郡山といわきで住民説明会をさせていただきました。これは環境省と町と一緒にありましたし、その中で、来年度の計画認定につきましては、駅西も含めた90ヘクタールの用地を皆さんに除染と解体も含めて計画をしたいということでお話をさせていただきました。当然、今議員からご指摘ありました、町で都市計画決定をして、一団地事業として双葉駅西口のエリアに関して町としてある程度の面積の部分を買取らせていただきたいと、これは当然、何度も申し上げておりますけれども、地権者の皆さんのご理解がなければできませんので、早急にその区域も含めて今年度内にお示しできるようにやっていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） わかりました。

それでは、2番に移らせていただきます。中野地区産業交流センターについて。中野地区産業交流センターに入居を希望している企業や商工業者は何件あるのか。また、入居後の収益で黒字は見込めるのか。今の段階で想定されている収支予測及びその根拠を伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、中野地区産業交流センターについて。まず、中野地区産業交流センターに入居を希望している企業や商工業者は何件あるのかとのおたただしですが、本施設は構想段階であり、まだ入居者の募集を開始しておりませんので、入居が具体的に決まっている事業者はおりませんが、今年度、町として、中野地区復興産業拠点への立地に関する説明会を福島県内と東京都内で合計4回開催するとともに、各種のセミナーにも出展するなど、企業誘致活動を積極的に進めており、その中で入居に関心があるとの声を複数聞いております。基本構想の策定を受け、今後さらに具体的な企業ニーズを把握していくなど、町商工会とも連携しながら積極的な誘致活動を推進してまいります。

また、入居後の収益で黒字は見込めるのか、今の段階で想定されている収支予測及びその根拠についてのおたただしですが、本施設は、就労者、来訪者、町民を総合的にサポートし、地域経済の活性化等を図るために町が公共施設として整備するものです。町として、本施設が町の復興の先駆けとなる総合サポート拠点として効果的に活用され、施設が地域経済、町民福祉にとってプラスの施設となり続けるような施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、施設の運営方法についても今後検討し、将来的に大きな財政負担とならないよう運営の効率化にも努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番(羽山君子君) 「継続は力なり」と言います。また、収益性を見込めるような事業の展開をお願いいたします。

実は講談社の「未来の年表」という本によれば、2024年には3人に1人が65歳以上になると。被災の町も同じだと思うのですね、65歳になると。2033には3軒に1軒が空き家になり、かつ2040年には自治体の半数が消滅するという本が出ております。町も本のとおりにならないように祈りますし、また町長は常に費用対効果を求められております。ぜひ町の負担にならないような交流センターになることをお願いいたします。

以上で、3番に移ります。3番、中間貯蔵施設への搬入について。他の自治体から除染廃棄物をパイロット輸送として搬入されているが、今後本格輸送になった場合に、復興財源確保のため、国、県に対して新たな要望の考えがあるのかお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 3番、中間貯蔵施設への搬入について。中間貯蔵施設への本格的な輸送となった場合、復興財源確保のため、国、県に対して新たな要望の考えがあるかとのおたただしですが、東日本大震災以降、町では、個人住民税の減免措置等により、震災以前と比べると自主財源の割合が減少し、国、県の交付金等の依存財源に頼らざるを得ない財政状況が続いております。このような状況下において住民サービスを維持するための財源を初め、町の復旧復興に要する財源の確保は大きな問題であると認識しております。

平成26年度には中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金389億円が国から双葉町へ交付されております。これまでも羽山議員からは中間貯蔵施設に係る復興財源の確保のため貴重なアイデアをいただいておりますが、その実現に向けては難しいものがあり、このことについてご理解をいただけてきたところであります。

今後の町の復旧復興事業を進めるに当たって財源確保は必須であり、町の実情を国、県等に訴え、長期的な財源確保と町のニーズに合った補助メニューの拡大等について強く求めていく考えであります。

○議長(佐々木清一君) 3番、羽山君子君。

○3番(羽山君子君) 町は国からいろいろな補助金や交付金を、それもひもつきでお金をいただいております。やはり自由に使えるお金は少ないのではないかと思いますし、また帰還困難区域の商工業者に対する自由度の高い交付金や町民の自立を手助けする目に見えるような形の支援金も少ないではないですか。そんな中で、私が再度言っているパイロット輸送から、これから本格輸送に当たって、フレコンバッグを搬入しますね、その搬入料をいただいてもおかしくないのではないかと思います。389億円と言いますが、あの中にはフレコンバッグの搬入に当たってのお金というのは一言も書いておりません。やっぱりそういうフレコンバッグに当たって名のついた交付金や補助金というのはいただきたいと思っています。なぜかという、町もすごく変わるではないですか。30年には返す

とかなんとかと国は言っていますけれども、やはりそんな中で果たして30年なのかというと、それもわかりませんし、避難して30年も長生き、もう60歳の方は90になります。やはりこういうフレコンバッグは当たり前のことだと思っています。要らないものを引き受けた町、当然双葉町も引き受けたので、やはりそれはいただかないと、皆さん出さないとは言わないと思うので、それはいただきたいなど。389億円ではとても、この前もお話ししましたがけれども、足りませんと。30年で10億円ずつです、年間。10億円でどこに間に合うのですかということもかみ合わせ、また町民の自立を手助けするようなこともまだ、10万円と言うけれども、10万円ではどこも足りないということもありますので、これからやっぱり町商工業者、各家庭の自立をしていくために必要な搬入料だと思っています。だから、どうしてもそれは国や県や、復興大臣、いわき出身、もう当然ですよ、あと加速化本部への強き要望、陳情をよろしく、重点的に陳情と要望をお願いいたします。以上で、要望なので、次に移りますので、よろしく願いしておきます。

4番に移ります。4番、東京電力の賠償について。賠償のうち、精神的損害にかかわる分については平成30年3月までとされている。町の96%が帰還困難区域であり、特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、町の復旧復興が進められようとしている中で、町として以降の精神的損害についてどのように考えているのか伺いたい。あわせて農業と商工業の賠償基準の違いがわかるのであれば伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、東京電力の賠償について。まず、賠償のうち精神的損害に係る分について町としてどう考えているのかとのおたただしですが、事故から6年9カ月以上が経過する中、本年9月に特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、ようやく当町の復旧復興も本格化いたしますが、当町が避難を強いられた状態は今後ともなお相当期間続く見込みですので、町はこれまでも、他の被災地域を比べたときの町の特殊な事情を十分認識し、被災自治体一律の対応とするのではなく、町の被害実態に即した賠償を実施するよう、国、東京電力に対して求め続けております。

今月4日、5日にも、関係省庁に対し、被害実態に即した賠償の実施と生活再建支援の継続、充実についても改めて要望してきたところであり、今後とも引き続き粘り強く求めてまいります。

また、農業と商工業の賠償の違いについてのおたただしですが、平成24年に実施された経済産業省資源エネルギー庁主催の避難指示区域見直しに伴う賠償基準に関する住民説明会の中で、「営業損害等については、公共用地取得と比較して長期の賠償期間とすることとし、（公共用地の取得に伴う損失補償基準である）農業3年、農業以外の業種2年のおおよそ2倍程度の期間を損害賠償の対象期間とした賠償とする」旨の説明がなされており、その後は被害実態に応じた追加賠償がなされております。町としては、国、東京電力に対し、被害者の事情を丁寧に伺い、被害が発生している限り賠償を継続するよう粘り強く求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 精神的損害については、町は帰還困難区域が解除されるまではいただきたい、いただくのは当たり前かなと思っています。あと5年たてば、この区域が変わりますね。やはりそれまではいただかないと、私たち本当に困っております。

それと、議会でも東電に要求書を提出しましたがけれども、やはり東京電力さんの小早川社長に来町していただいて、どのように帰還困難区域を見ていて、どのように賠償してくれるのか、明確なお答えをいただきたいと思うのです。ぜひ小早川社長が来町されたときには私たち呼んでいただきたいなと思っています。

この前、議会で東京電力さんに陳情に行ってきましたけれども、やはり自分の思いは言ってきたのですけれども、それで必ず持ってくるとお答えを、多分言われたような気したのです。それも無いと。もうあれから、9月の17か18ころ行ったので、議会終わってすぐ行きましたから、3カ月もたっているのに、せめていただいたこの書類、回答は先々週ぐらいで、やはりそれでは誠意がないのではないかなと思うのです。本当に私たちのことを、避難している私たちのことを考えてくれているのかなと。それも一つ、東京電力さんも一つですし、あと自民党の加速化本部に行ったとき、これは中間貯蔵施設なのですからけれども、中間貯蔵施設、あれはうまくいったと言われて、何がうまくいったのか、私もちょっとわからない状態で、どうしてうまくいったのかなと、「かな」と、そういう答えもあります。そういうことも言われてきました。だんだん、だんだん忘れ去られていくというか、あれはうまくいって中間貯蔵引き受けてもらったという、そういうこともありますし、やはり忘れられていっては困るのです。こうやって精神的にすごく悩んでいる人もまだまだおります。そんな中で、生活もだんだん苦しくなってくるということもあります。やっぱり町は、よその町とは違って、いつまでも続くかわからない避難生活を耐えていかななくてはならないので、やはり復興大臣、何度も言いますがけれども、国、県、さらに復興大臣や自民党の加速化本部にも強い精神的損害の要求をしてほしいなと思っていますので、そのことについては、こういうことについては、精神的損害については逃げ切れるものではないと思うので、やはりその答えを、いつも陳情、私ども陳情して、急に「はい」とはならないのはわかっていますけれども、でもやはり町民のことを考えたときには、何か前進した答えて今度の、また質問しますけれども、一般質問のときはいただきたいなと思っていますけれども、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号2番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

補償、賠償について。現在、個人、個人事業者、法人事業の補償、賠償は終了していますが、双葉

町は今も全町避難が続いています。一方、避難指示が解除された地域では、解除後1年間の個人賠償、また個人事業者、法人事業者に対してさまざまな補助制度がありますが、町に戻れない状況では、使用できる制度も限られています。個人賠償が終了したことで生活に余裕のない人がふえています、行政として取り組みがあれば伺います。

また、東京電力は、廃炉に必要な固体廃棄物貯蔵施設増設の際に、「双葉町民に寄り添い丁寧な対応にて、補償・賠償を行う」と発言しているにもかかわらず、それが実行されているとは思えません。特に営業損害に関しては、中間指針だけで進められていることに問題があると思いますので、町長のお考えを伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、補償、賠償について。今も全町避難が続いている中で、補償、賠償に対する行政としての取り組みについてのおたただしですが、当町は今後も避難を強いられた状態が相当期間続く見込みであり、他の被災地域を比べたときの当町の特殊な事情を十分認識し、被災地域について一律の対応とするのではなく、町の被害実態に即した賠償を実施するとともに、生活再建支援の継続、充実を図るよう、これまでも国、東京電力に対して求め続けております。先週も、復興庁、文部科学省、経済産業省に対し、改めて強く要望してきたところであり、今後とも引き続き粘り強く求めていく考えです。

また、固体廃棄物貯蔵施設増設の際の事前了解を手交した際の「双葉町民に寄り添い丁寧な対応にて、補償・賠償を行う」という発言について、実行されているとは思えないというご意見を踏まえ、商工業者に係る営業損害も含め、引き続き東京電力に対し、町民の被害実態に即した賠償を行うよう粘り強く求め続けてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 粘り強くとはどういうことなのかな。固体廃棄物建屋、これは完全に僕たちもできる前に視察に行きました。行ったときに、そういう約束でつくる方向性のものも許可したというか、納得しました。だけれども、今現時点でできないのに、やっていないのに、ではここを使わせてくれという視察が議会に申し込みがあったみたいですよ、1回。そのとき私は行く気はありませんと。約束事を守らないところに何で寄り添わなくてはならないのか。町長の立場として、普通にこれをやっていないのがもう明白にわかっているのであれば、そこを使わせるのはおかしいではないですか。福島第一原子力発電所1号機から4号機までいろいろありましたよね。それは大熊分です。5、6号機、何かありましたかといったら、そんなに大した状況の事故と言えるような、大変な放射能が出てくるような事故はなかったと思います。

その中で、当町にそういうものを運び入れるということは協力していることですよ、その時点で。前にも埋めるほうのやつも協力しています。いろんな面で協力した中で、これはもう絶対に、普通に考えれば、裏切り行為です。それを、はい、はいと何でも受け入れるのはおかしくないですか。固体



廃棄物建屋、確かに収束には必要なものです。それは理解します。だけれども、町長は東京電力を守るために町長をやっているのですか、それとも双葉町の生命、財産、町民の、を守るためにやっているかをちょっと一つお答えください。

それともう一つ、今後こういう補償、賠償等、企業にしても、個人にしても、みんなそうですけれども、それをちゃんと継続しない限り、僕は固体廃棄物建屋の使用は、双葉町としてはだめだなと私は考えています。町民の声も、そういう声が多いです。実際に今営業されている方等々で、補償をもらった分で税金を取られる何するとあと何年かで終わると。それは町の復興計画にも大いにかかわりますよね。新しい町つくるのは構わないです。だけれども、双葉の町民の方々が、営業していた方々が再起する場所でもあるわけです。それができないような方向になっていますよね、これ。いろんなところに行って双葉町の営業しているのはわかります。だけれども、実績になっていないではないですか。住める状況ではない。ましてや、帰還とかなんとかという話も後に持っていきますけれども、原子力発電所の廃炉が終わっていないのに、放射能がどういうふうになっているかわからない状況で、双葉町の将来も見れなくなるような事態をつくっているのにもかかわらず、その被害者にちゃんとした寄り添ったこともできない。ましてや、中間指針というのは法律ではないですよ。日本国民として法律のもとに話をするのだったらわかりますけれども、今まであった事例を、今までなかったこの大きな被害の中に当てるのは、その要項を当てるといのはちょっとおかしくないですか。それを行政として強く国に言うのは当たり前だと思います。

中間貯蔵施設でも何でもそうですけれども、協力はしたいと思います。協力するのだったら、ちゃんとしたことをしてくれということは言うのが町長ではないですか。要望、要請なんて要らないのです。やってもらわなかったら困るのです。そうしたら、双葉町としてもそういうことで協力しなくてよろしいのではないですか。それは中間貯蔵、後から出てきますけれども、知事だってそうですよ、実際には。福島県内のものを全部持ってくるのだから、そういう面でちゃんとした、ハイリスク・ハイリターン、今までの原子力発電所があったときに、ハイリスク・ローリターンですよ、事故があれば、こうやって。そういうことをちゃんと町長、知事、国にちゃんと言って、今後補償、賠償等々、要望ではなくて、これは要請でもないですよ、やるのが当たり前だと思うのです。普通にこれは法律でいったら、この賠償額も全然違うと思うのです。

中間指針というのはあくまでも、僕たちが聞いたのは、多くの人たちの被害が大きいので、とりあえずこれでやってくれというようなことで、後でちゃんとするという話ですよ。だけれども、これ中間指針で何でも終わっているのですかというのですよ。最終指針ではないではないですか、それだって。最終指針は要らないですよ、実際に言ったら法律と兼ね合いながらやっていくのが当たり前だと思うのです。だから町長も自分たちで弁護士使って裁判やっているわけではないですか。そうしたら、それは町民に対しても同じではないですか。中間指針というのは、あくまでも中間指針であって、法律ではないと思うのですけれども、その点についてもお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、町民の生命、財産を守る、これは町長として当たり前なことだと思っておりますし、そのように考えております。

中間指針、そして東京電力の固体廃棄物貯蔵庫の事前了解の場合の手交した際の、双葉町の被害実態に寄り添って対応すると、これは私も承知しておりますし、その旨は常に東京電力に強く申し入れをしております。原子力損害賠償紛争審査会につきましては、指針の改定も含めて申し入れをしてきているところであります。被害実態に即した状況でないというふうにも思っておりますし、双葉町の一番実情に合った被害の状況を判断している指針だというふうには捉えておりません。そういったことで、その取り組みは今後とも続けていく、そういう考えでおります。

中間貯蔵施設に関しましては、廃炉作業の推進は、町の復興はもとより、福島県全体の復興を進める上での大前提となるものであります。町としては、以前から申し上げておりますとおり、中間貯蔵施設、廃炉、賠償のいずれもしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 最後の答弁ですごくひっかかるのですけれども、特に廃炉ですね、中間貯蔵は後でまた話しますからいいのですけれども、廃炉、廃炉に関しては、廃炉は進んでいるのですよ、実際。だけれども実際、双葉町の復興、町民の復興、全然進んでいないですよ。そこを考えれば、それだけ何で協力しなくてはならないのかな。今、最終処分場等いろいろありますよね、全然決まっていない。決まっていないですよ。それで、みんな嫌だと言っているのです。ましてや、原子力発電所が事故により、その高レベルの放射性物質。双葉町も実際嫌ですよ、戻ることを考えれば。嫌なのにもかかわらず、紳士的に受けているのです。協力もしていますよね、実際。私たちも東京電力の視察には行っています。その中で、作業員の方々等々のこと、いろんなことがありますけれども、その中で、それを進めていく中で、協力しているのに、ではその分、自分たちが約束したことをやらないところに何で協力しなくてはならないのかということをお聞きしているのです。

先ほど言いましたよね、双葉町の5、6号機、何かありましたか。確かに東京電力さんの敷地ですけども、それだけのものを建てたり、いろいろありますよね、嫌なものを持ってこられたり。うちでいえば、隣のうちのごみをうちに置いておいてやるよなんて言う人、なかなかいないではないですか。それを双葉町はやっているわけです。では、町長としての、町民の生命、財産、一番最初に答弁した、は守るのが町長の役目だというのであれば、そこはやっぱりちゃんとしたあれではないですか、矛盾、今の答弁の1番目と3番目で矛盾が出てくるわけです。僕が聞いているのは、この施設等々、東京電力の廃炉、僕も実際に言えば協力するべきだと思います。だけれども、その前に前提があるのは、町民の補償、賠償等、今本当に近々迫っている、もう終わっているもの、近々迫っている借上げ住宅等々、議会でも言いに行きましたよね。県とかが入る借上げ、国とかが入る借上げは延長してい

るにもかかわらず、東京電力だけやめますよと言っているのです。そんな誠意のないところに何で協力しなくてはならないのかということを僕は言っているのです。それに関しても、今後町長として、東京電力が、きょうも東京電力の皆さんいらっしゃっていますけれども、今後そういう場合は、ではそれでも協力していくのか。ちゃんと町民のことを思った交渉の一つとして使っていくのか。やってももらえなかったら協力しないのは当たり前だと思いますけれども、その点についてご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、廃炉も中間貯蔵施設も大切なものだと思っておりますし、そのことに関して進めさせなくてはならないと。町民の安心安全のためにはどうするべきかというのは、当然放射線量の管理も含めて取り組まなくてはならないと私は思っております。そういったことで、安定的に放射線の低減化も含め、住民の皆さんが戻れるような環境整備ということを目指していかなくてはならないと思っております。

また、補償、賠償の件でございますが、例えば家賃賠償については、12月4日に自民党加速化本部に対して、福島県、大熊町、浪江町、富岡町とともに、生活の基盤である住居については、応急仮設の供与期間延長を踏まえ、家賃賠償の対象世帯についても地域の実情に応じた適切な対応を行うよう東京電力に指導することを求めてまいりました。今後とも引き続き適切な対応をとるよう関係機関と連携し、強く求めてまいります。

当然、今後いろいろな状況を考えたときに、双葉町の特殊性というのは強く打ち出していかななくてはなりませんし、一番被害実態、被害実情の厳しい町でありますから、そういったものに対する国、東京電力の対応というのを求め続けていくと思っておりますし、強く対応していきたいと思っております。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前 9時40分

---

再開 午前 9時41分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ご指摘のありました交渉の対応の仕方として、そういったことも対応の中で検討していき、そして交渉していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 2番の避難生活について。避難生活が続き、双葉町民の生活もいろいろな問題が出てきていますが、町長として町民の話を聞き、避難生活の問題を解決していかなければならな

いと思います。取り組んでいることなどあれば伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、避難生活について。町民の避難生活に対する取り組み状況についてのおただしですが、町民の方と懇談や、国、県、東電等に対して要望活動等を行っております。町民の方との懇談については、各行政区、自治会総会、さらに町主催の各種イベント等にもできる限り出席し、長期にわたる避難生活で困っていること、生活再建に関すること、町の復旧復興に関することなど意見交換を行うとともに、県内外12カ所で町政懇談会を開催し、町の現状や町民の方から意見、要望等を伺っております。このような意見をもとに、国、県、東京電力に対して定期的に各種要望活動を行ってきております。

また、町の重要施策である中野地区復興産業拠点の地権者説明会や特定復興再生拠点区域復興再生計画の除染・工事等説明会にも出席し、町の復興のための協力要請や、町民の方々の意見、要望等を伺っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

まずは、いろいろなところに出て行って話を聞いている。区長会は、定期的なことを、そういうやっているとところがないです。区長会というのは、区長というのは連絡員ですよ。その中で、ちゃんとその部落ですね、僕たちで言う、その人たちの意見聴取の場がないではないですか。集まっているという話、聞かないですよ。その区長の判断でやっているということになりますよね、一つは。

あと町政懇談会、申しわけないですけども、これは12カ所で開いて300人、どうもこれは僕は町民の声を聞いているとは思えないのです。ましてや、ちょっと今回一番避難生活については問題にしなくてはならないなと思うのは、孤独死です。双葉町内では、町民の孤独死が実際にはかなりあります。孤独死するということは、その対応はかなり難しいですけども、それに対する対応、どうふうにしているのか。これは本当に経験のないぐらい、この避難生活での厳しい問題だと思うのです。解決方法あるのかなと僕も思うぐらい大変な問題です。その点について、それに対応していることを、対応しているのであればお答え願います。

あと、ちょっとこれに絡めて電話もらったことが何件かあって、12月9日、10日、町の復興ゾーン以外の人、俺たちはどうなるのだという話がありました。それで、僕も説明し切れませんでした。ある程度その枠から外れた人たちはどうすればいいのということを言われています。では、あと何年か後にやるよと、ここが済んだら何年か後にやっていくよというのと、あとその方に言われたのは、復興復興と言うけれども、確かに線量は下がっていると言えば下がっているのですよね、では次上がる可能性はないのかということ言っているのです。さっき言った収束の話です。収束することがちゃんとしていないのに、廃炉も終わっていないのに、どうするのと。それでこれ、復興委員会でも何でもいろいろ話出ている中で、普通の復興と原子力発電所の収束は別に考えてくれと、町長も前はよく

言っていましたけれども、どうやったら別に考えられるのかなと。どうしても一つですよ。今この復興計画等進んでいくのはいいですけども、この中に、復興計画は大事だと思います、何でこの廃炉の部分が入っていないのかと。そこは何でその委員会でも外してしまうのか。これ、まだちゃんと見た人がいないのですよね、デブリがどういうふうになっているか。それもわからない中で、それを置いておいてこっちだけ進めるってできるのかなと。当町ではないですよ、当町の事故があった発電所ではないけれども、一番双葉の役場も近いのではないですか、そこの発電所から。町並みとしても双葉町が一番近いのかなと思うのですけれども、そういうことを考えた中で、不安を与えるようなことばかり言っているのですよね、要は、避難生活の中で。人が戻れば戻りたいと、みんな町民言うのは当たり前ではないですか。だからそこをもうちょっと考えられないのかな。町政懇談会にしても、その説明会にしても、やるのはいいですけども、全体のことを考えたことをやらなくてはならないと思うのです。

あと土地の、言われたのはあれです、解体等のことでいろいろ話したときに、何で双葉町が呼んで環境省の説明聞かなくてはならないし、わからないし、途中で帰ってきましたという人もいるのです。それが親切丁寧な説明なのか。全体を見て考えなくてはならないと思うのです。その中でも、やっぱり子育てができるような場所でないとは帰還できないではないですか。そういうことをどういうふうに考えているのか。町長、町の復興というのは、双葉町でなくても、全国的に言って、20代30代の女性が住めるような、帰れるような場所でないとは、その町の将来は限界集落になるのです。先ほど同僚議員が言った、65歳以上、今から何年か後に半分になる、人口の半分になると。それはいいと思うのです。それはもう時代の流れでしょうがないのですけれども、だったら交流人口がとれるような施策にしなければ、今のままでは、結局働く人もいない中に企業を誘致してもしょうがないではないですか。そういうプランがないと、多分避難生活に、不安ばかりなのですよ。だからそういう町のプラン、町民の方々が避難生活の中でもちょっと夢あるようなことは何か発表することがないのか。本当にばらばらにするのではなくて、今こういうことを考えていますよというような、ちょっと明るいというか、光というか、目標というものを掲げてもらいたいなど。

あとさっき言った孤独死の中では、国、県だけに頼るのではなくて、もうちょっと何か考えないと。例えば前に言った、駅西やるのだったら、そこにホテルでも建てて町民が入れるような、あそこについて誰々と集まれよと、中身までは言いませんよ、長くなるので、だけれどもそこに、では来月はそこで集まって墓参り一緒に行くとか、そういう生きる希望というか、そういうものとか、あと連絡体制とかも本当にこの孤独死にはやってもらっているのはわかるのですよ、わかるけれども、それだけでいいのかなと。何かちょっとプランを考えて、プロに聞いてみて、プロに聞いてみるのも、プロだけでもあれでしょうけれども、そういう扱っている方々の、あと電話とか、そういうのもやっているのもすごくわかるのです。わかるのですけれども、これとめられない、とまっていないのですよ、この孤独死が。今、個人情報保護法とかいろいろあって、入っていけないし、鍵も預けられない

しと、警察が入らないとか、郡山であったときは、わかっているのだけれども、なかなか警察呼んで何とかというのがあるのですけれども、それを例えば国で、この避難生活している人に限っては同意書とって何とかするとかというような方向性のもも考えていかないと、これ孤独死は減らないのですよね。それでなくとも、借上げ住宅とかそういうふうになると余計大変だと思うのですけれども、そこに対しても何か手だてがあれば、何とかしなくてはならない問題の一つだと思うのです。そこら辺はどういうふうに考えているのか。

あと避難生活にもちょっと明かりということではないですけれども、そういうようなものを何かつくれないのか。ただの復興して団地つくっても同じことなのですよね、入れなければ同じだし、団地というか、そういう集合住宅つくっても、そういうことになってしまうので、そういう対応はどういうふうに考えているのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

質問の中身が多岐にわたって、全て網羅できているかどうかはわかりませんが、できる限り答えさせていただきますと思います。

まず最初の、高齢者世帯や独居世帯、孤独死の件でございますが、高齢者世帯や独居世帯の把握については、県内において、町職員、保健師等、社会福祉協議会職員、生活相談員等、民生・児童委員など、町関係者と県関係機関との連携を図り、訪問活動などを通じて高齢者世帯や独居世帯などの健康状態を初めとした生活状況の把握に努めております。埼玉支所周辺においても、町関係者による訪問活動を行っております。県外においては、現在のところ原発特措法により避難先自治体をお願いしている状況にありますが、例えば65歳到達の方には介護保険証の配布とともに制度に関する説明文なども同封し、申請が必要となれば避難先自治体へご相談いただくようご案内している状況であります。

この孤独死に関しては、非常に難しい問題でありますし、どういう対応をしなくてはならないということは、いろいろな他の自治体ともそういうふうな事象事例について協議をしながら、いいものがあれば取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

あと特定復興再生拠点区域外の人たちの件ですが、これは当然、今回特定復興再生拠点の555ヘクタールが内閣総理大臣から認定を受けました。町としては、これはあくまでもスタートだと思っておりますし、それ以外の地域の方たちにも、具体的な数字をお示しできないのは非常に申しわけありませんが、復興大臣がどんなに時間がかかっても全部の地域を避難指示解除するという強い決意を国としてあらわしているというふうに常々おっしゃっておりますので、そういったことも含めて町としても取り組んでいきたい、そういうふうには思っております。

また、廃炉の取り組みですが、これは現状について詳しく、落下した燃料デブリ等、そういったものを見た人はおりませんし、確実にこうだというものの確認をしているものではありません。ただ、福島県出身者であった原子力規制委員会の委員長である田中委員長がことし9月で退官されまして、

何かの報道等で見ましたらば、飯館村に移住するというふうな話がありました。そういったことで、飯館村の村長にお会いする機会がありましたので、ぜひ今の現状の原子炉の廃炉についての取り組みも専門家的な目からご講演いただきたいというふうな話を内々には飯館村長を通して話をさせていただいております。機会があれば、町民の皆さんだけではなく、職員も、議員の皆さんも、専門の知見をお聞きするという事は皆さんのためにもなることなのかなと思って考えております。

子供の件ですが、子供が戻ってこなければ限界集落、双葉町の将来の復興復旧というのは閉ざされてしまうのではないかというふうな考えであります。これは全くそのとおりでありまして、我々まず先行的に戻るとしても、若い人たちが戻ってこれるような環境整備というのはどういうふうにしたらいいのだろうということは常に考えてはいかなくてはならないと思っておりますし、まず我々の年代といいますか、私が戻る状況にありまして、放射線であったり、生活するためのいろいろな環境インフラの整備というのが実感として体感することによって、まず皆さんにお伝えをするということも必要だろうし、戻ってきたい、戻ってきてもいいよと思えるような双葉町の放射線の低減化であったり、戻ってきたいと思えるような環境インフラの整備であったり、また雇用も含めて、そういったものをしていかななくてはならないと思っております。

夢のあるという件であります。これはなかなか今の双葉町の現状を見せたときに、本当にこれが必ずというふうなものというのは確たるものはございませんが、幸いにも、津波被災地であります中野地区の復興産業拠点、こちらは被災自治体3県で1つずつ整備が決まっております復興祈念公園であったり、またイノベーション・コースト構想の一つでありますアーカイブ拠点施設、町独自の産業交流センター、そして復興産業拠点、こちらを組み合わせることによって、雇用の創出も含め、人の流れ、そういったものができてくる可能性のある地域だと思っております。そういったもので町民の皆さんに関心を持っていただくような取り組みというのは必要だろうと思っております。

また、一時帰宅をしたり、戻ってきた町民の皆さんが集える宿泊施設、ホテルも含めたそういった施設というものは当然考えていかななくてはなりません。これは非常に、先ほど羽山議員からもご指摘ありましたけれども、費用対効果ということを見ると厳しい部分もありますが、どういうふうなクリアをする方法があるのかも含めて、そういうふうな宿泊施設も取り組みをしていきたいなど。これは当然構想の段階になったときに議会のほうにもお示しをさせていただき、ご理解をいただきながら進めていく、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 最後のホテル等々費用対効果は、僕は前回の全協でお示ししております。そういうことをちゃんと覚えておいていただきたいなど。

あともう一つ、町民の方からこんな意見が何件かあったというのがあります。これは町長、町政懇談会等いろんなところに行っています、話していますと言いますが、町民の方が、本当にこれ一人ではないのですよ、同じようなことを言われたことがある。この前の説明会に行ったときに、一

つは、双葉の行政はホームページ、あと通知、広報で出せばみんな理解すると思っっているというよう  
なご意見がありました。あともう一つ、町政懇談会、何も答えていない。僕もこれ読ませてもらって、  
何も答えていないと思います。検討しますとか、要望しますとか、要望はしているからやったのかと  
なっている状況です。それでライン、結構僕引かせてもらったのですけれども、これ見たときに、す  
ごく大切なことを、もっと聞きたいことがあっても時間の問題とかそういうの、これ避難生活してい  
て、もっとも問題があるのですよ、皆さん。子供のいじめの問題、自分たちの大人のいじめの問題、  
そのほかにもいろんな問題があるのです。そうしたらもっともちゃんと時間をとって、じっ  
くりでいいので、12カ所と言わずに、1カ月に1回ずつ、いろんなところで、ずっと回っていけばい  
いではないですか。

今、町長、これすごい結果なのですけれども、300人ですよ、12カ所で。双葉町民、今何人いるの  
ですか。言っても無駄だと言われる前に、もうちょっと町長として町民の声を聞くのだったら、300人  
で何でも決められるような町村ではまずいと思いますので、今後1カ月に1回、ほかのところをやっ  
ていなくてもいいのです、自分たちの町で、双葉町は県内、県外に避難しているわけですから、例え  
ば東京に行くとき、要望活動に行くとき、例えば誰かが営業に行くとき、営業というか、町のいろん  
な営業に行くとき、これ町長一人でもいいではないですか。別に身構えて課長全員連れて行く必要な  
いのです。町長が議員時代に、僕らやっていましたよね、議会との懇談会。役場職員、誰も連れて行  
っていないではないですか。その場で電話で、町に電話して聞いたり、その課長に、担当課に聞いたり  
とか、そういうことでいいのではないですか。そういうことが町民と話しているということになる  
と思うのですけれども、その点についてご答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

町政懇談会の12回の県内外の開催、これはいわきで2回、南相馬、仙台、福島市、郡山市、白河市、  
会津若松市、柏崎市、つくば市、加須市、東京都内と、そういったような場所でやってきました。300人  
の参加人数に対しての、町民の絶対数からすれば確かに少ないと思っております。しかし、昨年の実  
績から比べますと、約70人から80人ぐらいふえているような現状でありますし、町民の皆さんの参加  
率もふえているというのも結果として数字で出ております。

そのほか、もっと町民と話し合う機会が必要ではないかというご指摘でございますが、今年度も自  
治会、各行政区の総会、そういったものに延べ11回出席をさせていただいております。その人数に関  
しては、データを持っておりませんので、お示しすることはできませんけれども、かなりの人とそう  
いうふうな話をする機会を持たせていただいておりますし、今ご指摘のあったように、町民の声をな  
るべく聞く努力をしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、3番の中間貯蔵施設について。昨年から、福島県内の学校施設内にあ



る除染廃棄物を搬出し、一時仮置きするために町有地の無償提供を行っております。夏休みなどの長期休暇中に搬出するため、用地を確保しやすい町有地を活用したいとの説明でしたが、現在の状況で無償提供に問題があると思いますので、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、中間貯蔵施設について。福島県内の学校施設除染廃棄物の一時仮置き場として町有地を無償提供することについてのおたただしですが、町では、県内の学校などに保管されている除染廃棄物を搬入するため、双葉総合公園を環境省に使用させております。同公園は一時仮置き場として造成され、平成28年12月1日から搬入が開始されております。本件の実施に当たっては、環境省では夏休みなどの長期休暇を利用しての搬出を想定しておりましたが、現場から掘り出すなどの作業は当該市町村が実施することになっており、市町村にもそれぞれ特有の事情もあることから、当初の計画どおりには進んでいないのが現状です。

また、土地の使用は無償としておりますが、これは双葉町行政財産使用料条例の規定を適用しているものです。本件は、県内各市町村が保管する除染廃棄物のうち、学校等教育施設で現場保管されているものに特に配慮し実施しているものであり、使用料を徴収することなく使用させてもよいものと判断いたしました。

事業がおくれていることについては、去る11月21日の町議会全員協議会で環境省から説明がありましたが、学校等教育施設の除染廃棄物を一般の除染廃棄物に優先して搬出し、平成30年度内にほぼ完了させることとしております。町ではおくれを取り戻すよう既に強く申し入れておりますが、今後も折に触れて安全への十分な配慮及び可能な限り早期かつ確実に完了するよう環境省に求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、これどう考えても理解できないのです。昨年28年度夏スタートしました。これは誰かが責任とらなくてはならないのです。いいものとする。これ一つは、今もう夏休み2回終わっているのです。あのときの説明では、すぐにでも県内の子供たちを守らなくてはならないからやると、そういう説明で町長ご判断されましたよね。町長に助言した方々もこれは問題だと思いません。次の冬休み、2回目の冬休みももう近づいているのです。夏休み、冬休み、春休み、夏休みが終わって、これは長期の休みが終わって行く中で、ほとんど終わっていないではないですか。パフォーマンスですよ、これ、逆に言ったら。しかも、それはパフォーマンスだと思えますよ、それは一つとして、もう一つ町ではわかっていない事情がありませんか。環境省は、契約をしたいよ、するよという人を、お金払わないで契約しない事例何件かあるのです。最近もらっている方もいます。半年以上待たされて、まだその契約に至っていない、お金を払わない状況でやっている事情を町ではわかっているのですか、これ。それが多くの町民の話を聞いていないということなのですよ。僕みたいな一介の町会議員がそういう話を知っていて、町が知らないというのはおかしくないですか。町は環境省

の話しか聞いていないのですよ。もう契約に至っているのにお金もらえなくて名義変更できない事例、何件あるか、ちゃんと環境省に確認してください。僕知っているだけでも相当数あります。それでいてこれを、この町有地、子供のことと言いつつも、パフォーマンスでやられた。

あとことしの9月、どういう密約しているのかなと思いましたがけれども、自民党本部に行きました。名前も出してもいいです、実際は。だけれども、きょう控えます。「やあ中間貯蔵のことではうまくいった、うまくいったんだな」、これどういう意味なのかなと。昨年11月、議会として自民党本部に行きました。「やあ伊澤町長とはうまくやってるよ」、これはどういう意味なのかなと思いますよね。これは僕たち議員として知らないことが町に何が起きているのか、ちょっとわからないのですよね。これもうまくいったうちの一つに入っているのですか。隠さないでこれ言ってもらわないと、これもともとは自民党さんが動いたことですから、どこかでちゃんと、自民党さんなのか、県なのか、国なのか、ちゃんとこれ、町有地無償提供ではなくて、1年さかのぼって町有地の賃借料もらわなくてはならないと思います。

ましてや、建設受け入れの時の話だってあるではないですか。僕、東京に行きましたよね、国会議員の先生、国の職員、ちゃんと話聞きましたよ。受け入れさえすればちゃんとした交渉ができると町長に言われたから、行ってきましたよ、僕。そうしたら、それ全部話がまとまったのは、2カ月にはパイロット搬入。その名前も全部出してもいいのですよ。それがやった人の着信拒否とか始まったりなんかしているのだから、こういうことの説明はちゃんとしてくださいよ、これ。やるのはいいです。でも何が裏にあるのですか。

実際にどう考えても、この件に関しては、終わっていないという時点でおかしいではないですか。あの時の話では、夏休みでは終わらなくても、最低でも春休みまでにはちゃんとやるのかなと思っただけです。そうしたらその学校の搬入もやっている。もう一つ、考えさせてもらおうと、普通の搬入もやっている。普通であれば、前にも僕言いましたけれども、学校施設の、子供たちを守るのだったら、子供たちの、学校施設、幼稚園、人が集まるような公園とか、そういうところのものを先行して入れていくのが当たり前ではないですか。それもやらない中に、こうやって子供たちを守るという名目でそういうふうに来た話で、やっていなのですよ、これ。そうしたら、これ、どう請求すればいいのですか。これ町有財産、これ一般財源になると思うのですよね、入ってくれば。将来的な一般財源確保しなくてはならない中で、そういうおまけみたいのが余りにも多過ぎるのですけれども、これはどういうことなのか説明してください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、中間貯蔵施設内の教育施設の除染土壌であります。現場から掘り出すなどの作業が当該市町村が実施することになっているということ、市町村にもそれぞれの特有の事情があることから、当初の計画どおりには進んでいないというのが現状であります。

また、先ほど自民党の復興加速化本部の、うまくやっているよとか、そういうふうな話ありましたが、そういう密約等に関しては一切ありません。私一人でそういうふうな場に出席していることもございませんし、ただ双葉町の実情にあつて、そういうふうなものに対しての要望や要求はさせていただいております。そのことに関して具体的に応援をしていただくというふうな政府与党の中の取り組みの話だと思っております。

また、町有地、今回使用している学校教育施設の搬入物に関して使用料を取るべきだろうという指摘でございますが、先ほどの答弁でも申し上げておりますが、双葉町行政財産使用料条例の規定を適用しているものでございますから、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時12分

---

再開 午前10時12分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今質問のあったものに関して答弁漏れがありましたので、中間貯蔵施設内の契約の件であります。その実態について私自身が把握していない状況ですので、調べさせていただいてご報告させていただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 僕、中間貯蔵安全委員会のほうに行かせてもらっていて、福島県の所長に1件話をしたらすぐ対応してくれました。というのは、町にいいことだけ、これも同じですよ、学校施設なのですから、いいことだけは言っている。条例とかなんとかに該当するようなこと言っているけれども、今の状況でこれ該当するのかなと。そこまで何か義理あるのですか。だって、該当していないではないですか。普通であれば、本当になくて自分たちで、環境省が契約して、土地とかそういうのをちゃんとお金払ってできる場所があるにもかかわらず、何で町有地をその前に出さなくてはならないの。そうやってうそとか隠蔽とか、僕から言ったら隠蔽ですよ、それに該当させたからいいですよという話ではないでしょう。密約等ありませんと、だからこういうことが、今密約等何もありませんと言っているけれども、町長、これがそうなのですよ、実際一つの。一つこれがそうやってくるのです。「うまくやってっかな」と、「ああ」と、こういう事例が出てくると、ああ契約しないで金も払わないで、いつまでもぶん投げておいて、それでないから町有地使わせる。これ、一つのあれにならないですか。双葉町の町としての町有財産の、町有財産これ引き出す理由になっているから、そういうふうに言われれば町長もしたのかなと僕たちは思います。普通の方々が聞けばそういうふうになってしまうではないですか。何もありませんではなくて、そうなのですよ。それでそれを突き通そうとすると余計おかしくなるのです。

今現在もそういう人が何人もいます。何人もいますよ、町長。町長の目の前にもいます。それを町として把握していないというのは、町民の生命財産を国から守っていないではないですか。環境省から守っていないと思うのです。条例だから何した、当てはめたから、今さらではなくて、では例えば悪いこととして今よくつかまっているではないですか、\_\_\_\_\_みたいなのが、それと変わらないではないですか、やっていること。\_\_\_\_\_と変わらないでしょう。実際にはあるものを、今環境省はあつて借りられるものをやっていないのだから……

○議長（佐々木清一君） 菅野議員、今の補助金のあれは取り消してください。

○5番（菅野博紀君） では、今の\_\_\_\_\_に関しては取り消しさせていただきます。

だけれども、実際に……

○議長（佐々木清一君） それについて、では取り消しにさせます。

○5番（菅野博紀君） あるものを使わないで、幾らでも引き延ばしてやることに対して、どうですか、そういう事例、僕たちわかっているの、うまくやっているよ、中間貯蔵のことはうまくやっているからと言われたら、ああと、そのときわからなかったけれども、その後にそういう話出てくればそういうふうになってしまうのです。だからこれはちゃんと見直しして、ちゃんといただくものはいただいてもらいたいと思うのですけれども、それに対してまた町長の答弁は、いや決めたことだから、何することだから、これは本当に重大なあれになってくると思うのですけれども、そこら辺答弁もらって、一般質問終わらせていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

うまくやっているよとか、そういったものに関しては再度否定をさせていただきます。そういったことの実態はないということを確認に話をさせていただきます。もしそういうふうなことの本当にあったとするならば、私は責任をとる考えでおりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

また、この除染土壌についてのおただしであります。この方針に付随して何らかの条件をつけることまでは現時点では考えておらないということ、ただし今後の事業の推移の中で必要と判断した場合にはどのような条件づけが可能なのか、その実施の可否も含めて検討していきたいと思ひます。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時17分

---

再開 午前10時30分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。

1番、尾形彰宏君。

(1番 尾形彰宏君登壇)

○1番(尾形彰宏君) 通告番号3番、議席番号1番、尾形彰宏、議長許可に基づき一般質問をさせていただきます。

皆さん、おはようございます。私は、実は9月に質問させていただいた質問内容をさらに調査し、掘り下げて、再度12月の定例議会で質問させていただく項目が2つほどあります。

1番、復興計画における太陽光発電設置について。本年9月定例会での質問事項では、町長は本件の費用対効果のほどを不明確な部分があるというふうにされていたわけですが、当方が行った調査結果としては、一般論では、通称メガソーラー、メガソーラーの地元への貢献度というのが少ないというふうな評価をされている部分があるようです。その理由というのが、導入の理由が、太陽光発電施設の導入の理由というのが、防災と電力料金の削減だということが今までの前例なわけです。今回のメガソーラーにつきましては、土地の有効利用ということで、草ぼうぼうで放置されているよりは、太陽光発電を設置することで有効に活用するということだというふうな主な理由があるのですが、そのことは妥当だとしても、それ以外の今後の税収予定、それと先ほど話した防災への貢献性についてどのように考えているのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 1番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、復興計画における太陽光発電設置について。太陽光発電設置について、今後の税収予定と防災への貢献性のおただしですが、まず税収については、一般論としまして、メガソーラーのような大型の太陽光発電設備に対して、固定資産税収入が見込まれます。

また、防災への貢献については、家庭用の太陽光パネルと異なり、通常メガソーラーの多くが売電を目的としたものとなっておりますが、太陽光発電設備を防災面で活用するような取り組みも見受けられます。非常時の電源として太陽光発電設備を使用するなど、議員ご指摘のような防災面でも有効な手段になり得ると考えられます。

○議長(佐々木清一君) 1番、尾形彰宏君。

○1番(尾形彰宏君) ただいま防災面での貢献性について一部触れられておりますが、私は、東京の大手電力企業、それから仙台の大手電力企業の担当官、専門家の方と直接話させていただきました。何度かのメールのやりとり、あるいは直接会話の中で、基本的にメガソーラー、今双葉地方にたくさん林立しておりますが、メガソーラーについての、特に双葉町は防災への、例えば地震があった、あるいはいろんな事故があったというときの連携性という点で難しいというふうな回答が来ているわけです。メガソーラーはそういうことがあるので、当初話しましたとおり、地元の貢献度は少ないというふうな評価がされている部分があると。これ、ちょっと注意しなければいけない部分だと思うのです。

再質問なのですが、結局双葉町がちょっとほかとは違うよというのは、送電網が、ご存じのとおり石熊とか山田方面、山間地域に沿って行っているわけです。それが浪江町の大堀地区近辺のエリアから変電所に向かっていると。今、両竹にメガソーラーをつくらうとしているときに、両竹自体には送電線網はないわけです、直接的な。ということになると、どこから送電線網、あるいは変電所を設置しなければならない。それが、28年3月に作成されました再生エネルギー活用推進計画ということで、課題として変電所の設置ということが出ていたのです。私もいろいろ自分で地図をつくって、実際あれですよ、インターネットで、鉄塔一つ一つをチェックしながら、この双葉町の地図に盛り込んでいったわけです。やっぱり同じ結果で、変電所なくて、あるいは送電線網新たにつくらなくて大丈夫なのということで電力さんに、2社の、お伺いしたわけです。

そうしたら、大手の東京方面の企業さんは、慌ててというわけではないのですが、地図を、これは秘密ということで表には出してほしくない、あくまでも計画予定なのですね、予定の段階なので。それ見ますと、どうやら浜街道を経由して両竹方面、渋川方面に入っていくというL字型の、特に浜街道を経由するということであると、予定は埋設だというわけです。埋めるわけです。鉄塔建てて横渡しではなくて、埋設予定している。だから、ソーラーの関連企業として、急いでやらないと計画には間に合いませんみたいなことを言うわけです。それはそうでしょう。鉄塔建てて上空やるよりは、埋設して、それも高圧送電線網なので、売電するにしてもかなり施工期間がかかるので、それでおくれる可能性がある。そのことについて、これは再質問で、どの程度ご存じていたのか。いわゆる計画性についての工程管理ということで、町はそこまでチェックしているのかと、あるいはそれはちょっと企業に任せるのだというふうな判断なのか、そこをちょっと確認したいのです。再質問です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

まず、変電の部分というのは我々も把握はしておりました。非常に今の現状で厳しい状況であると。大手の電力会社、もともと我々が使っている電力会社、その2つがありますけれども、そういったもので対応可能であるのかどうかというのも内部では検討はさせていただきました。それと、時期的に可能であるかどうかというのも十分検討しなくてはならないですし、そういうふうなことで、詳細についてはその程度しか把握はしておりませんでした。ただ、もうちょっと詳しく復興推進課長のほうに説明させます。

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） ただいまの尾形議員のご質問にご説明いたします。

ただいま具体的な地区の太陽光発電事業の例が質問されましたが、現在その事業者のほうで売電先等検討しておりまして、そちらの売電先によって送電網、そちらについて今検討がなされているという話は承知しております。

説明は以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） そこで、そういう話もう既に私のほうで調べていたので、そこで再々質問に入っていきます。

新聞紙上で、これ11月29日、\_\_\_\_\_というふうに記事に載っていました。地元の新聞紙に。ほんの小さい記事です。でも、議会ニュースとして、全員協議会という名前が出ていたのですけれども。それも踏まえて、なおかつ次に、この間の全員協議会の中で、両竹地区の太陽光パネルについては大体半分ぐらいの地権者の方が同意してくれて、大体6メガ弱ぐらいの発電能力があるよということなのですが、あわせて両竹地区だけではなくて、さっき言ったL字型の先のほう、いわゆる渋川鴻草のエリアで、ことしの1月ぐらいから始まっているわけです。その件について、具体的に地元の人たちから聞いてくれと、町に。どういうことかということ、渋川鴻草については大柿ダムの水を引いてくるわけです。その権利の問題がある。あの地区につくるということは、その権利を放棄しなければならない。ということは20年後、町長がそのとき町長でいらっしゃるかどうか難しいですし、20年後ですから、だからそれも含めて、もう一度大柿ダムの使用料の権利を発生させることができるのかと。要するにメガソーラーつくるときには、次の世代にバトンタッチしていくような時期なのです。要するに子供さんですよ、今の。そのことを聞いてください。

もう一つは、地権者への利益配分、これは提供した土地の面積に比例するのか。その2つ、それは地権者からの話で聞いてほしいと、その2つ。再々質問の1番目が、大柿ダムの水の利用権が20年後できるか。もう一つが今言った、地権者への利益配分としての土地提供面積に比例するのか。その2つ、1番について再々質問でお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員に申し上げます。町長の答弁の前に。先ほど質問の中で、議会が承認しているような新聞記事が載っているというような話を……

○1番（尾形彰宏君） 全員協議会の中で……

○議長（佐々木清一君） その中では、計画があるという説明はいただいておりますが、議会が承認をしているということはないです。

○1番（尾形彰宏君） 承認ではなくて、「許可」という文字が入っています。

○議長（佐々木清一君） 許可もしていません。ただ説明を聞いただけです。

○1番（尾形彰宏君） はい、わかりました。

○議長（佐々木清一君） そこを取り消してください。

○1番（尾形彰宏君） はい。証拠はあるのですけれども、その記事の。では、それは入れないでということですね。

○議長（佐々木清一君） あくまでもメディアの記事ですので……

○1番（尾形彰宏君） 新聞のあくまでも書き方だという。我々は……

○議長（佐々木清一君） では、いいですから、もうそれ取り消してください。

○1番（尾形彰宏君） はい。

○議長（佐々木清一君） 取り消しますか。

○1番（尾形彰宏君） ええ、ではわかりました。

○議長（佐々木清一君） では、議員の皆さん、よろしいですね。それ取り消しさせます。  
では、進めます。

町長、伊澤史朗君。

○議長（佐々木清一君） 尾形議員の再々質問にお答えいたします。

まず、鴻草渋川の件に関しては、詳細をよく把握している状況ではありませんので、私の答えられる部分でお答えさせていただきたいと思います。

まず、農地でありますから、請戸川土地改良区の中のいわゆる負担金というのは発生すると思っています。そういった部分で、その用途目的が変われば、当然負担金の償還ということは発生すると思っています。

また、その土地に対する料金、いわゆる地権者の方に対する料金は、私が伺っている中では、借地というふうな対応をするというふうには、その程度ぐらいしか私は入っておりません。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） わかりました。

2番目の項目として、その流れの中で、私は9月のときに提案型の発電設置ということをお話し、一部しました。それで、近隣町村を参考にすると、本庁舎や公共施設に設置の発電施設があるわけです。これは近隣町村で、そこの近隣町村見ると、一般財団法人の、固有名詞はあるのですが削除して、市町村支援機構に導入の労力というのを依存していると。だから、役場の職員の方が大変で、労力をかけ過ぎて大変だということ、補助してくれるような、あるいは援助してくれるような、支援機構ですね、そういうことで、もう実績として、結果として、前述しました防災と電気料金の削減ということに寄与していると。これは具体的な数値がインターネット上で情報公開されているので、あるいはしつつあるので、今後注目していけばいいわけです。それで寄与することは明確ですと。

最近のテレビのニュース等を見ますと、いわき市の太陽光充電式の電気自動車共用システムというのが報道されていて、ああやっぱり考え方は進んでいるなというふうに思いました。それが実験実施中であるということから踏まえると、今後導入の経緯とか検討期間、これは5年後だと言う人もいるのだけれども、自分は除染の今まで経験やってきたこともあって、双葉町の復興のためには、ゲートを解除してもらってアクセス面をよくしないと、その復興の効率は上がっていかないというところがあるのです。別に帰ってくるなということではなくて、帰ってはだめということではなくて、アクセスをもう少し効率よくしたいわけです。例えば鴻草から浪江に行くあそこのところなんか、ゲート閉



まったままだから、うちは一々双葉町の駅のほうから入ってきたりするのです。そういうアクセス面の不利があるということもあるので、できれば早いうちから検討を始めてほしい。

そういうことで、3年以内というか、3年後から後の公用車に電気自動車、そこに続くわけですよ、申しわけない、ちょっと脱線しました。それで、電気自動車自体はもう世界中でたくさんつくられていて、ご存じのとおり国産車はもう400キロぐらいまで行っているものがある。だけれども、大切なのは、震災が起きたときに、ご存じのとおりガソリンスタンドがいっぱい、ガソリンがない、そういう状況が自分たちをどのぐらい大変な思いさせたかわかっていると皆さん思います。だから電気自動車なのです。要するに、例えば役場庁舎にそういうシステム、自己消費型の太陽光パネルと蓄電設備を入れておけば、少なくとも行政、住民のしもべという、言葉は悪いかもしれないけれども、皆さんを手助けするための最低限の行政の人たちの仕事の手足になるわけです。なおかつ、それは有効性ですね、庁舎を訪れてくれる内外のいろんな関係者の方、あるいは教育的な子供たちへの、そういった部分でも見せてあげることができると。それは浜通りイノベーションのことも含めて、もう試験的に始めていますから、後発の双葉町としては、ある意味いいとこ取りなのです。町長、いいとこ取りですよ。やってほしいと私は思います。

それが前回お話しした庁舎の屋上とか、それから駐車場屋根型を中心とした設備設置と蓄電設備の導入ということは今から周りを見ながら検討しておきましょうということで、この間、費用対効果のことをちょっと不明確だというふうに言われたので、私がこんなふうに3カ月かけて調査した上で、あえてもう一度町長にお伺いいたします。この考え方について、ご意見お伺いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、自己消費型太陽光発電設置の提案について。庁舎屋上や駐車場屋根型を中心として、蓄電設備とともに自己消費型太陽光発電装置を今後導入の考えがあるのかのおただしであります。さきの東日本大震災では、地震と津波の影響により電力設備が被害を受けたことにより、東北・関東地方などの広い範囲で停電が起きたことは記憶に新しいところであります。議員ご指摘のとおり、各地の自治体で太陽光発電を中心とする自己消費型発電装置の設置や導入検討をしていることは認識しております。

今後、帰町に伴い役場庁舎を含めた公共施設の整備が進んでいきますが、設置や維持経費など費用についても十分考慮しながら、太陽光発電も含めた自己消費型発電の導入の可能性について検討を進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。皆さん、ぜひ魅力あるまちづくりとしての双葉町をやっていただけるように、自分たちの子孫まで考えて、お願いします。

3番目に入ります。双葉町のホームページがあるのですが、双葉町各サイトと、そこに掲載されているイメージキャラクターについてということなのですが、私ごとではあるのだけれども、インター

ネット、IT、IOTといふかな、最近だと、双葉町の公式のホームページあります。あと復興ポータルサイトがある。あと各種SNSがあります。そういうことで、多くのインターネットの閲覧ページがあって、各種工夫を凝らしたニュースでにぎわいをつくれていると。これはやっぱりこの6年間の、私がはたから見ても、努力されているなど、あるいは若い人たちの声を反映させているなどというところで評価したいのですが、この人数、このパワーで、いわき事務所の中だけでそれをやっていくというのは、誰が見ても大変だなと思うわけです。やっぱり案の定いろんなものを網羅し過ぎてしまって、もうお年寄り、知人友人も含めた、煩雑ですと、難しくだんだんなりつつあると、積み重ねていくものが多過ぎてしまって。

そこで、確かにサイトマップという言葉は書いてありますよ、ホームページの、公式ホームページに。要するにどういうふうなことが掲載されているのか。ところが、リンク先、わかりますよね、例えばフェイスブックであるとか、ツイッターであるとか、これちょっとわからない人があったら、いるわけだから、そういうところの説明がないわけです。公式ホームページにはポータルサイトもあれば、そういうリンク先もある。電力企業のホームページなんかもあったかな、それも含めて幾つかあるわけですよ、福島県とか。だから、私もある種の専門家として携わってきた関係上、普通そこをさわると、大体テキストという言葉で説明が出てくるわけですよ、50文字とか100文字ぐらいで。100文字いかないかもしれない。さわれば。ところが、今のソフトで、今のホームページ見たら、さわってちょっと色変わるのだけれども、実際ボタンを押さなければならないという。それで「何だ、こんなことか」と思うこともあるし、「えっ、こんな難しいの」ということもある。だったら最初のトップページでサイトマップ、もしくはボタンをさわると表示が出てくる、そういう説明書きをしておかないと、本当にホームページ自体が、うれしいのだけれども悩ましいという部分がある。

あともう一つは、イメージキャラクターです。それはホームページに載っている。タブレットPC、皆さんお持ちですよ。タブレットPC、イメージキャラクターということで、タブレットPC開くと、今やり持った古墳時代の人が出てくるのです。誰ですかんだよね。さわると、これは清戸・古墳をイメージしたものですとか出てくればいいのだけれども、やりなんか持っているものだからなおさら、関係者はわかっていると思うけれども、私はやり持っているようなものは言っていないと。あれは日輪の輪ということなのかな、やりは持っていませんみたいなことなので、やり持っているということは、双葉町民いじめられているのかという話になったのです。あれが、とげとげが多いのかという話なのです。

それだけではなくて、今度ダルマ、ダルマも、イメージキャラクターの募集したとき、もう10年前ですよ、震災の前、そのときに「フタバくん」といって、フタバくんさえ手出してしまったのです。ダルマは手ないわけだから。手出してしまった。だけれども、かわいいから許すだったのですよ。ところが今回、震災後たってみると、もうダルマさんがげた履いてしまっているのです。なおかつ公式のユーチューブの映像あるのです。よくできていますよ、公式のユーチューブ。そこでは、その説

明の方が、復興推進課の職員の方が一生懸命なのだけれども、笑いを誘おうとしているのだかなんだか、新山3人組とか名前言って、それで町長が入ってこようとしたらダルマがそれを邪魔してしまったりしているわけです。おもしろさを、だから笑いを誘発しているという点では評価します。ただ、ダルマが手だけではなくて足まで生えて、なおかつげたを履いていると。これって、ひょっとしたら、いわゆる妖怪漫画の主人公になってしまっているわけです。だって、運動会でダルマ競争やるときに、げた履かないではないですか、基本的に。だから、今のキャラクターは、ゆるキャラにしても、げた履いてしまっている。げたでマラソンやったら、最下位でしょう。最下位になってしまいます。それをでは運動靴、マラソンシューズにしてほしかったな、そういうことも言う人がいるわけですよ、やっぱり、現実的に。

だから、どの程度イメージキャラクターについて町が説明されているのか、それとホームページの説明、このことを私はあえてもう一度、アクセス数が幾つで、利用拡大にどういうふうに努められているかということ町長にお聞きしたい。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、双葉町各サイトとイメージキャラクターについて。最初にお断りしておきますけれども、尾形議員、双葉町のダルマさんはゆるキャラではありません。あれはゆるキャラではないので、そこだけは誤解のないようにお願いします。

まず、サイトマップへページ運営の各目的や利用方法及びイメージキャラクターの説明の記載をすべきではないかとのおただしであります。現在町では、双葉町公式ホームページや復興ポータルサイト、各種SNSなどを活用して情報発信に努めております。

復興ポータルサイトにつきましては、平成29年4月から開設したところであり、双葉町内の復興や復旧に関する取り組み状況などを情報発信することを目的としております。双葉町公式ホームページと一部重複する情報が掲載されている場合がありますが、今後復興ポータルサイトに掲載する情報内容や情報量などを精査しながら、煩雑に感じる場合があるところのご指摘もありますので、見やすく、わかりやすい情報発信に努めてまいります。

また、イメージキャラクターの説明の記載についてですが、平成17年に公募により決定した「フタバくん」、ダルマ市PRキャラクターの「双葉ダルマさん」は、「広報ふたば」やホームページに登場し、双葉町のPRに一役を担っているところでありますが、ご指摘のイメージキャラクターに関する説明についてもわかりやすいものに努めてまいります。

また、現在のアクセス数と利用拡大の取り組み方針についてのおただしであります。アクセス数は、昨年度のアクセス数が127万6,661件、今年度は11月末現在で79万9,430件となっております。

避難生活が続く中で、ホームページは町民の皆様の重要な情報手段の一つであるということも言うまでもありません。掲載した重要な情報に多くの方がアクセスしていただくようなホームページ等の作成に工夫を凝らすとともに、各世帯に配布したタブレット端末を通して、SNS社会になれ親しむ

ためにも、タブレット相談会等の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） どうもありがとうございました。

話をしている、やはり同じように皆さん考えていらっしゃる部分があったということ、笑いの数でちょっと今確認したので、再質問、再々質問については、町長が全て答えてくれたので、終わりにしたいと思います。ぜひ魅力あるまちづくりということで、ダルマでさえ手も足も出ているので、我々はもう少し努力したいと思います。どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。  
7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

その前に、避難から6年9カ月が過ぎまして、無念にもふるさとに帰れずに亡くなられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。1点目ですけれども、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画についてお伺いします。双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画が国から認定されました。町の方針では、平成31年度までにJR双葉駅周辺を先行して除染し、さらに平成34年春までに同区域の避難指示解除を目指すとしている中、国は今後5年間で除染とインフラ整備を進めていくとしているが、帰還に向けた具体的なスケジュールをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画について。町への帰還に向けた具体的なスケジュールについてのおたただしですが、町では、国の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載している平成31年度末までのJR双葉駅周辺地区等の先行的な避難指示の解除、さらには平成34年春ごろまでの特定復興再生拠点区域全体の避難指示解除を目指すというご指摘のスケジュールを、国や電力、水道などのインフラ事業者と共有し、このような目標に間に合うよう各種の帰還環境整備を国、県などの関係機関との連携により進めることとしております。

当面のスケジュールとしましては、先行除染した駅西地区の約40ヘクタールに続き、駅東側を中心としたエリアの除染・解体に関する説明会を今年9日、10日に開催しており、早ければ年度内にも事業が動き出す見込みです。一日も早い帰還環境の整備に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいま町長よりお答えいただきました。再度質問をさせていただきます。

町長の今の答弁の中にもありましたように、町の考え方としては、JR開通に合わせて、駅周辺を先行して除染、インフラ整備をし、いずれにしてもスピード感を持ってやっていただきたいというふうに思っております。

ただ、解除の条件となるのが放射線量の低減、そして今ほどありましたように上下水道、電気、ガス等のインフラ整備が最低条件になるというふうに思います。駅周辺を先行して目指すということですが、それとあわせて、やはり6号線沿いのバリケードの状況をどうしていくのかなど。やはりあのバリケードを撤去をして、新たなバリケードを町内のどこに設置するかはわかりませんが、あのバリケードを撤去することによって、やはり町の風評払拭にもつながっていく、そして6号線沿いにも事業再開している事業者があります、これから工事車両が出入りもあるというふうに思いますので、まず駅の西側のバリケードだけでも、やはり駅周辺とあわせて除染をしてバリケードを撤去していくような、駅西のほうも除染の対象に入っているということでもありますけれども、お考えをお聞かせください。

特定復興再生拠点計画、これ町長は5年にこだわらないと、解除ありきでは行わないというふうなことです、5年以降6年、7年たったとして、555ヘクタールの順次拡大をしていくということでありまして、実際どこまで拡大していくのかな、それも少し課題になるのではないかなというふうに思うのですが、住民意向調査などの結果、これから出るというふうに思いますが、町民の帰還というものの、やはり拠点区域以外の町民の方の帰還という意向も、やっぱり復興拠点を拡大していく上ではこれは重要な判断になるのかなど。なかなか厳しい帰還の意向というふうになると思うのですが、国としては特定復興再生拠点、改正福島特措法にも示されていることですから、国費で、国の責任のもとでこれは広げていってもらわなくてはいけないというふうに思うのですが、町として特定復興再生拠点、新たに第2、第3の特定復興再生拠点という計画を打ち出していくのかどうか、そのところもあわせてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定復興再生拠点区域内もしくは帰還困難区域内のバリケードの件です。これは当然、一時帰宅する町民の皆さんがすごい不便さを感じているというのは私も理解しているつもりです。ただ一方で、オープンにしてしまうことのデメリットも考えなくてはならないと思っています。いわゆる町民の方が誰一人として戻って住んでいる状況でない中で、出入りを余りにもオープンにしてしまうことのデメリットというのは、当然防犯を含めて検討しなくてはならないのではないかなと思っています。ただ、今までのような一時帰宅をする中でいろいろな資料の提出とか、許認可関係というのはもっと簡素化しなくてはならないのではないかな、そういうふうなことも考えております。どういうふうに、町民の皆さんが今の状況よりもっと便利さを感じられるようなゲートの開放の仕方というのは今検討が始まっているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、特定復興再生拠点区域外の方たち、今回555ヘクタールが総理大臣の認定を受けましたけれども、当然これは第1段階で、今後も特定復興再生拠点区域の指定をされていないエリアの部分も第2弾、第3弾として取り組んでいくというふうに考えておりますし、やらなくてはならないと。将来に向かっては全町避難指示解除に向けての取り組みというのが目標でありますから、当然継続してやるというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） バリケードに関しては、以前浪江が一時帰宅する際にやはり町民が不便を感じるということで、防犯を徹底しながら、そのバリケードを外したという経緯がありますので、今町長がおっしゃったような対策を講じながら検討していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、復興再生拠点の認定を受けてから、もう既に3カ月がたっております。町東の90ヘクタール、これも年明けてからの2月、既にもう5カ月経過するわけで、先ほどから言っているように、解除ありきではないのですけれども、スピード感を持ってやっていただきたい。現に町西の45ヘクタールの面的な除染も大分期間がかかったわけでありまして。そういった課題を検証しながら、今後ともスピード感を持ってやっていただきたいとします。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。帰還困難区域の全体構想についてお伺いします。国の「帰還困難区域の取扱についての考え方」の終わりに、「たとえ長い年月を要しても将来的に帰還困難区域を全て避難指示解除する」とあります。過日実施しました町政懇談会からも、町民の皆さんから多く意見、ご要望を聞いているかと思えます。また、住民意向調査の結果なども踏まえながら、今後の帰還困難区域全体の整備構想をどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、帰還困難区域の全体構想について。今後の帰還困難区域全体の整備構想についてのおただしですが、今回開催した町政懇談会において、特定復興再生拠点区域以外の町民の方から除染や家屋解体を求める意見が出されております。町としては、双葉町復興町民委員会等でいただいたご意見を踏まえて策定した「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」の第3章「双葉町への帰還に向けて」の中でお示ししているとおり、まずは特定復興再生拠点区域について、「避難指示解除準備区域における復興事業と併せて復興事業を集中的に推進」することとしております。その上で、国、県に対し「その進捗状況等を踏まえ、復興拠点の区域を町内の低線量区域に徐々に拡張」することを求め、最終的には「現時点で高線量の区域を含め、双葉町全域の帰還が可能となる」よう、計画的かつ段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） では、再度質問させていただきます。

帰還困難区域の取り扱いについての国の考え方、区域見直し、再編をするのは新たなまた分断を招くということで、今回特定復興の拠点を限られた拠点整備をするというようなことになりましたけれ

ども、実際拠点から外れたところというのは、一つの線引きされたという結果になってしまったわけです。中間貯蔵施設、あとは両竹・浜野の避難指示解除準備区域、今回の特定復興再生拠点区域、それを除いても帰還困難区域、ちょうど70%を占めてまだいるのではないかなというふうに思っております。しかも、山林や農地がほとんどでありますから、今のままでまた5年放置をして、さらに拡大するとはいっても放射線量を見ながらというふうな判断ですから、農地の荒廃というのがさらに進んでしまっていくのかなと。多く双葉町占める面積としてやっぱり農地、農地の再生だというふうに思うのです。除草ではなくて、今は本当に伐採をしなければいけないような状態になっていて、やはり農地を持っている方は、まず田んぼ、畑を何とかしてくれないかと、帰還困難区域の農地の再生についていろいろとお話をいただきます。

実際このままでは、町の計画している耕作再生モデルゾーンとか、あとは今ほど尾形議員のほうからありました再生可能エネルギーの事業とか、これは立ちおくらせてしまうのではないかなと、そういう事業も拡大することができないのではないかなというふうに思いますが、その辺をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

今回の特定復興再生拠点区域外の例えば農地であったり、そういったものの整備に関するおたただしだと思いますが、まず基本的に帰還困難区域の中で認定を受けた特定復興再生拠点が今後5年を目標に取り組みをすると、除染であったり、いろいろなインフラだったりということはご存じのとおりであります。それ以外の農地をそのまま、いわゆる議員心配されているのは、そのままにしておくで荒廃が進むということだと思っております。その点で国のほうに農地の保全、いわゆる農地の復興というのは今手をつけておかないと、ずっとほったらかしに、ほったらかしという言葉は適切ではありませんけれども、そのままにしておいたら、これ農地の再生は不可能になるのではないかなという実は私も危惧する一人なのです。

そういったことで、先般国のほうに要望活動行ったときに、この農地、帰還困難区域の農地を黙っていていいのかと。このまま黙っていたらもう農地の再生はもう不可能に近い状況になるのではないかと。今現在、約7年たっているこの農地の荒廃、皆さんも見ていると思いますけれども、柳の木であったり、いろいろな、ちょっと判断できないような木であったり、雑草であったり、場合によってはセイタカアワダチソウであったり、いろいろ林立している、乱立しているという感じです。そのことに関して、何とかならないか、何とかしたいということでいろいろ相談をした結果、いわゆる国のほうでは、除染までは今、帰還困難の中でやるというのはちょっと今制度的に難しいと。だけれども防火、いわゆる火災の発生を未然に防ぐということで、いわゆる農地の除草であったり、柳の木の伐採であったり、そういったものはメニューとして入れることが可能だというふうなお話をいただきましたので、町としても積極的に特定復興再生拠点以外の帰還困難区域の農地に関して、そういう申請をして、まず除草と伐採と、それをまず一義的に進めていきたいなと、そういうふうな取り組みを今

やっているところです。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） お答えありがとうございます。

基本的に、その帰還困難区域の除染というものは、やっぱり中間貯蔵の施設整備と、私は同時並行にこれは国の責任でやるべきだなというふうに思っております。要するに先を見据えることができないというのは、やっぱり我々の土地がどんどん、どんどん荒廃していく姿を見て、町民の皆さんは帰還困難区域はそのまま先が見えないというので、皆さんいろいろ希望をなくしているのではないかなというふうに思いますので、いろいろとさまざま、先ほど羽山議員からもその費用対効果というようなこともありました。町民が戻らないところを幾ら除染しても、それは無駄ではないかというような、そういう考え方というものは、やっぱりそれはだめではないかなというふうに思っておりますし、以前復興庁のほうにお邪魔したときも大臣は、農地の除染、これやらなくてはいけないなというふうなこともおっしゃっておりますので、町長また引き続き要望のほうをお願いしたいというふうに思います。

続いて、3番に移らせていただきます。中間貯蔵施設整備についてお伺いします。過日、全員協議会にて環境省より、10月末現在、全地権者の半数と契約、面積では全体の4割の用地取得との説明がありました。地権者との契約が進む中、町は町有地に関して、30年後の県外最終処分を担保するため、原則として地上権で契約する方針を示しましたが、時期と町の今後の対応についてお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、中間貯蔵施設整備について。中間貯蔵施設内の町有地について、原則として地上権で契約する方針を示したが、その時期と今後の町の対応についてのおたただしですが、町では、9月に開催された町議会定例会での一般質問の答弁において、30年後の県外最終処分を担保する上でも、原則として地上権設定が望ましいとの考えを表明しているところです。

その後、町政懇談会等を通じて多くの町民の理解を得たと判断したことから、12月6日に開催された町議会全員協議会において、町政懇談会についての報告とあわせて、改めて地上権設定を原則として契約する方針をお示したところです。具体的には、一団のまとまった土地については地上権設定とするものの、道路や水路などの法定外公共物のうち用途を廃止しても影響がないものについては売却するという方針です。お墓参りや神社等のお参りなどのために必要な道路は当然残すこととなります。

今後、契約のためには、個別の土地ごとに物件調査をし、補償額を算定する必要があります。建物、工作物及び立ち木等の物件調査及び補償額の算定は、土地の状況にもよりますが、相当の期間を要するものと考えております。そのため、まずは物件調査を速やかに着手することが必要であり、町では、町有財産に関する具体的な情報を環境省に提供するなど、事務が円滑に進むよう取り組んでまいります。



また、契約する場合には、事務を効率的に執行するためにも、補償額の算定が終わり契約できる状態になった一定のまとまりごとに契約したいと考えております。その際、算定に基づく金銭補償のみではなく、必要なものについては機能補償としての代替施設を環境省に求めてまいります。議会に対しましては、事務進捗の折々に報告したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁いただきました。答弁の中にもありましたように、前回の9月定例会にて同僚議員の高萩議員のほうからの質問に対して、町長は地上権契約の方針を既にお示ししております。町政懇談会でも町の方針を町民の皆さんのほうに理解を求めたということで、町民の方々からは特に異論はなかったということでありますから、私としましても、その地上権の方針は理解するところではあります。

ただ、契約に当たってだと思っておりますが、要するに30年後の担保をとるという意味では、地権者の中でも地上権を選択する方というのは、10月末時点で72件ほどあるわけです。町もその地権者の方も、その地上権の契約に関しては同じ立場なのかなというふうに思っているのですけれども、30年後の担保に関しては、これ法制化されているとはいえ、しっかりとその担保をとるための条件として、やはり契約書の中に、30年後に返還するという、やっぱりそういう項目を契約書の中に入れておかななくてはいけないのではないかなというふうに思っております。そういったところを同じ地上権を契約する地権者の皆さんと何か協定などをできないものなのかなと。そのことによって町民の皆さん、いろいろと環境省に対しての不信感、不満などをお持ちの方でなかなか契約を滞っている方という方もいらっしゃると思いますので、町が地上権を決めた以上は、そういう契約の共有と申しますか、そういった考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

地上権設定について、町だけではなくて、町民の皆さん、地権者の皆さんが地上権を設定しているものと何か連携できるような契約の方法がないのかというおたがしだつたと思います。これに関しましては、契約そのものは個別になっておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。ただ、町としては、何度も申し上げますように、30年中間貯蔵施設ということで、法律だけではなく、さらにこの30年後には必ず県外搬出をさせると、そういうふうなもののために地上権設定というふうな判断を前回の9月定例会の一般質問の中でお答えをさせていただいております。そういったことで、さらにもっと強い担保があるのかどうかというのは、我々の考えている中では今が一番これは最善の状況だろうと思っておりますが、もっともっと担保のできるような方法があればご指摘いただいたり、我々もできることはやっていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 町有地全体の25%を占めているわけです。町は、中間貯蔵施設の建設の受け

入れをしてきたわけです。町もやはり責任という立場にあると思いますので、地権者の個人的な契約というふうにおっしゃっておりますけれども、町のできることは率先してやるべきではないかなというふうに思っておりますので、今後ともよろしく検討してください。

では、4番目に移ります。震災関連死についてお伺いします。東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う長期避難による震災関連死は、7年目に入り、いまだに認定されております。過去3年間の災害弔慰金の申請件数と認定件数、また認定に当たった課題点、今後の対策についてお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、震災関連死について。過去3年間の災害弔慰金の申請件数と認定件数、また認定に当たった課題と今後の対策についてのおただしですが、まず平成26年度から平成28年度の過去3カ年の災害弔慰金の申請件数と認定件数は、申請件数が95件、認定件数が46件となっております。

次に、認定に当たった課題点と今後の対策についてですが、震災関連死の判定に当たっては、双葉郡内8カ町村で構成する双葉地方災害弔慰金支給審査委員会を実施しており、学識経験者2名、保健・医療関係団体3名、弁護士2名の7名で構成されております。町では、故人のご家族より申請書類一式を受け付け、審査委員会へ提出し、月一、二回開催される審査委員会における審査結果及び意見に基づき判断をしております。

課題点を挙げるとすれば、認定の判断には、一般に災害と死亡との間の相当な因果関係、加えて社会通念上、当該災害に起因しているものかどうか明確に示されていることが必要条件となります。このため、災害から死亡に至る期間が長くなるほど、認定に必要な震災後の詳細な体調の変化や療養記録、診断書等添付資料が多くなってしまふことにより、ご家族の負担が大きくなっているのが現状であります。

このため、町としても申請書等の書類の負担軽減ができないか事務局とも協議を行いました。認定のためには相当な因果関係の証明が求められるとともに、郡内統一ルールで審査を行っているため、難しい状況であります。しかし、どのご家族にとっても亡くなられたことには変わりなく、「認定」、「不認定」の判定に分かれてしまう結果については、大変心を痛めて事務処理をしている状況であります。このため、少しでも申請準備にかかるご負担を減らせるよう対応してきておりますが、故人の日常生活状況はご家族しか知り得ないものであり、避難生活での過酷さ、蓄積されたストレス、避難に伴い十分な治療ができず病状が悪化してしまったこと、さらに日々の生活状況等が具体的にわかるよう記述してもらう必要があるため、引き続き電話や窓口での聞き取り等サポートを十分していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいま町長の答弁どおり、なかなか本当に認定にはご苦労されるのかなと、

判断、因果関係が難しく、これは本当に遺族の方の思いを察すれば、非常に審査委員会、町の判断も厳しいと思いますが、最終的には災害弔慰金を支給するのは市町村だということで、認定基準を本当に明確にするのは難しいというふうには思いますけれども、過去の認定事例を共有化し、そして判断をしていただきたいというふうに思います。遺族の心情を酌み取り、公平公正に判断をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） お諮りします。12時まで30分切れておりますが、このまま一般質問を継続したいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時36分

---

再開 午前11時37分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

では、継続して一般質問を行います。

通告順位5番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

4番、高萩文孝君。

（4番 高萩文孝君登壇）

○4番（高萩文孝君） 議席番号4番、通告順位5番、ちょっと順番逆になってしまいましたが、高萩文孝、今議長より一般質問の許可をいただきましたので、これから通告書に基づいて質問させていただきます。

1、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の実行について。（1）、特定復興再生拠点の解体、除染は、スピード感を持って行うことが必要だと考えております。国の認定から3カ月がたちますが、特定復興再生拠点の除染、解体はいつ始まる予定なのかお伺いいたします。

（2）、議会としても各種の復興関連予算を議決しておりますが、現場での動きが見えません。今後、いつごろからどのような動きをする予定なのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の実行について。（1）、特定復興再生拠点の解体、除染の開始時期についてのおただしですが、除染、解体について、現在県道井手長塚線等いわゆる復興シンボル軸沿いと駅東側を中心とした区域約90ヘクタールの実施が決定しております。復興シンボル軸沿いについては、既に事業者が決定しており、1月早々には現場が動き出す予定です。また、駅

東を中心とした約90ヘクタールは年内に業者が決定し、来年2月を目途に着手を目指す環境省より聞いております。当区域については、昨日の行政報告にもあったとおり、今月9日、10日の両日、地権者を対象とした説明会を開催しております。

なお、これら区域の中には公共施設も多数含まれておりますので、町としましては、被害状況調査を早期に完了させるとともに、明らかに被害が大きく、再利用が不可能な施設については、解体を行う方向で対処いたします。その際、復興の動きを町民に感じていただくためにも、スピード感を持って取り組んでまいります。

(2)、各種復興事業の今後の動きについてのおたただしですが、昨年12月に双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」を策定し、今年度は計画に書かれた施策の具体化に向け各種事業の予算を議決いただき、一つずつ事業を前に進めているところです。

現場の動きとしましては、町が行う大型事業の第1号として、まずは昨年度基本設計を行った中野地区復興産業拠点整備事業が、平成30年度の一部供用開始を目指し、年明け1月に工事が始まる予定です。

また、帰還困難区域であるJR双葉駅周辺で計画している駅西地区生活拠点整備事業や双葉駅自由通路等整備事業についても、今年9月の特定復興再生拠点区域復興再生計画の内閣総理大臣認定を受け、9月補正予算を活用して基本設計に着手しております。今年度中にも都市計画決定をする予定であり、先行する中野地区復興産業拠点整備事業の1年後を追いかけるイメージで進める考えです。今後町民の皆さんに町の復興が進む姿を見せられるよう、事業を加速していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） ただいまほど答弁をいただきましたが、具体的にはるる進んでいるようなのですが、先ほど同僚議員の質問とかもありましたけれども、ホームページとか活用して、こんなことやりますとかと、何かそういうふうに発信していただくといいのかなとも思いました。いろんなご意見あると思うのですがけれども、町になかなか帰宅できないではないですか、一時帰宅とかでしか、私も自宅に戻ったときに、道路状況とか、そういうところも見れる範囲でちょっと見てくるのですけれども、今の時代、先ほども同じような質問ありましたけれども、そういうふうに関心を持って考えているとか、今の現状ですね、写真でも何でもいいのですけれども、行ったときに、駅のほうの西側こうなっているとか、そんなイメージでちょっと出していただくといいのかなとも思いますし、スピード感を持ってやっていただくという町長の答弁なので、そういう考えがとおりかどうか含めて再質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、事業の進捗状況につきましてですが、もっともっと町民の皆さんの目に見えるような取り組みをしたらどうかというおたただしですので、当然ホームページも含めていろいろなもので町民の皆さま

んに発信していきたいと思います。今後ともそういったご指摘に対して対応できるものは対応させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） では続きまして、2の双葉町役場再開について。大熊町、隣町ですが、2020年に大川原地区で役場を再開すると打ち出しております。町内での役場再開の見通しが不透明なのは双葉だけとなっております。役場が率先して戻らなければ、町民もついて来ず、町の復興も進まないように考えますが、町は役場再開についてどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、双葉町役場再開について。町役場の再開についてどう考えているのかとのおただしですが、役場再開については、現在職員で構成する復興まちづくり推進会議においても盛んに議論がされており、整備スケジュールや帰町当初から必要とされる機能などについて検討を行っているところであります。

議員ご指摘のとおり、双葉町において、いまだ役場再開の見通しは不透明であります。役場の再開は町民が帰町を考える上で大きな判断材料になることは認識しており、町の復興を加速する上でも先導的な役割を果たすことになると考えておりますので、場所も含めて早期の役場再開に向け全庁的に検討を深めてまいり所存でありますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 答弁いただきましたけれども、盛んに議論されているようですが、先日の全員協議会でも答えいただいていますけれども、修理して戻るか、新たに別な場所で庁舎を考えるか、町民の皆さんから意見を伺いながらという答えとか、あとJR双葉駅が開通した際に通過駅にさせないよう駅近隣の役場を設けるとか、あとは駅のコミセン先行除染しているので、そこも候補として挙がっていると、活発な議論をこういうふうな答弁されているので、やられているのだと思うのです。ただ、先ほどの復興再生拠点の中でも、復興再生計画の中の、役場という話が全く出てきてなくて、やっぱり役場も含めてそういう検討をするべきだと私、個人的に思うのです。だから今回ちょっと分けて質問させていただきましたけれども、今の現状でいうと、既存の役場、被害状況とか調査されているのか、さらには駅がいいのか、さっきの復興拠点の整備とあわせてやるのがいいのか、いろんな意見あると思うのですけれども、被害状況も把握しているのかどうか、そこも再質問させてもらいますが、その辺の考え、町長どう思われているのかお聞かせ願います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

役場庁舎の被害状況はまだ調査をしておりませんので、早急に調査をさせていただきたいと思っております。これは当然補正をかけるようになりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

また、役場庁舎の再開等、特定復興再生拠点の進捗状況等、まず職員が先行して戻るということに

関しては、すぐ役場をどういうふうにするかということよりも、現地事務所というふうな、当初は考えていきたいと私は思っております。というのは、まず建てるのかということではなくて、今既存にあるものを利用させていただき、双葉駅の全線開通に合った避難指示解除に向けた取り組み、あそこにコミュニティーセンターホールがありますから、あそこのもので利用が可能であれば、もちろん商工会等々と協議をしなくてはなりませんけれども、そういうものを使わせていただき、準備事務所的なものを置いて、現地の状況を把握しながら、今後役場の、今の現状の役場が再開するのが望ましいのか、それは今の被害状況の調査によっても判断が変わる場合もありますので、まず被害調査をさせていただき、今後の取り組みの経緯を議会にも相談をしながら、いろいろと考えさせていただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 答弁はわかりました。ただ、双葉、一番最後、隣の大熊の話、事務所を置いて、さらにいっぱいお金かけて新しいのをつくると、先ほど尾形議員とかも、最後というか、うちはおくれていますけれども、そういう意味ではいいところ取りができるので、そういう意味でもいろいろ考えて選択は議会にちょっと相談していただきたいのですが、やっぱり被害状況も調査何もしていないというのはちょっとお粗末かなと個人的には思えますので、やっぱり優先的に今の役場、まず被害実態、だってそういうのを出さないと役場使えるかどうか判断できないし、中間貯蔵の近くというのもあるので、ちょっとその辺はやっぱりスピード感持って一番先にちょっとやっていただきたいと思えます。当然、JRの件もあるので、最終的にその辺の判断は先にはなるのかなと思うのですが、とりあえず被害調査していないというのはちょっとお粗末なので、補正予算でも組んでいただいて早急に調査をしてくださいと思えますが、町長の再々質問で答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

全くご指摘のとおりであります。この対応のおくれというのは、私の対応がまずかったというふうにしかりやうありませんので、改めておわび申し上げたいと思えます。

早急に役場庁舎の被害状況調査をさせていただくように取り組まさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） では、3の中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設について、議会全員協議会において、来年度の輸送量を180万立米程度とする方針が環境省より示されました。この量からすれば、双葉町への輸送車両も今年度の3倍近くになると思われます。安全な輸送のため、町はどのように取り組むのか。さらに、中間貯蔵施設環境安全委員会において、双葉工区へ輸送する車両が通行するゲートを一時帰宅者と分離するよう見直しが提案され、環境省は町に相談していくとの回答でしたが、このことについて町はどのように対応していくのかお伺ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設への安全輸送のための町の取り組み、また中間貯蔵施設環境安全委員会で提案された輸送車両と一時帰宅者の通行ゲートの分離について町はどのように対応していくかとおたがひですが、町としましては、安全な輸送のため、環境省、県及び大熊町並びに双葉町で締結した「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」に基づく取り扱いが遵守されるよう、引き続き確認してまいります。具体的には、環境省との定例打ち合わせや環境安全委員会等において、通行ルートの道路状況や輸送実施業者の管理体制など、ハード、ソフト両面において十分な安全対策がなされているか、事業実施に関する町民への周知が適切であるかなどを確認いたします。

また、輸送車両が通行するゲートについてですが、平成30年度の輸送においては、現在工事車両専用となっている厚生病院前ゲートに集約する方向で環境省と調整を進めております。その際、輸送量増大に対応できるよう、ゲート通行時に必要な車両確認を迅速に実施するための方策についてもあわせて検討しています。

ゲート通行時の迅速化について、環境省では既に大熊町でE T Cを活用したシステムを試行運用中であり、この状況を見きわめた上で詳細な仕様を検討していくこととしております。

町としましては、一時帰宅者を初めとする周辺道路の通行者が安全かつ遅滞なく通行できるよう、環境省と協議してまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほどの答弁で、私も環境安全委員会行っているのですが、安全にちょっと輸送してくださいと、それは最優先ですとお願いしている立場であります。なので、今大熊のほうでE T C活用、そういうシステムもあるので、その辺は十分安全に留意してやっていただきたいと思っております。

早期にその辺を実現していただいて、本当に180万立米、どういうふうに、この前の前田橋の件とか、あえて言わせていただくと、やっぱりそういうことがいろいろ起きる可能性はあるので、ぜひとも一時帰宅者の方と分けていただいてやっていただきたいと思っております。

あと、ちょっと関連になってしまいますが、先ほどの同僚議員の質問でも地上権の話とか、そういう話も出ていましたけれども、いろんな意味で、私の9月の一般質問の答弁ここにありますが、「町有地の取り扱いを判断する基準としては地権者の半数以上の契約が必要」、さらには先ほどと同じですけれども「30年後の県外最終処分を担保する」、あくまでも「原則として地上権設定が望ましいと考えております」といって、町民の意見を皆さん聞いて、先ほどの全協の資料にありますとおり、賛同は得られたようなことになっておりますが、今まで売った人もいるし、地上権設定している人もいますので、中にはまだ売っていないとか、契約していない方には、役場早く判断してくれという意見もあります。一般質問で9月にそういう答弁いただいているので、私はそういう意味でもうちょっとスピ

ード感持って町の判断が必要だったかなとも思うのですが、先ほどの岩本議員とかの質問でもそういうことで答弁されているのでいいかなと思うのですが、いろいろな皆さんの考えがありますので、何回も言いますけれども、やっぱり環境省には地権者の人に寄り添った対応を引き続き町長から言っただいて、今後とも中間貯蔵事業は、断腸の思いでそういう判断もされたとは思いますが、やっぱり進める上では早くやって、私も現地見てきましたけれども、大熊側はかなり土地が広くとれてというので、双葉はちょっとやっぱりどうしても何かいろいろあって進んでいないみたいな話もあるので、ぜひともそういう環境省にさらに要望していただいて、本当に地権者に寄り添った事業運営、先ほどのゲートの件、安全に含めてなのですが、その辺もう一度町長から、どのように対応するか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

現在町では、物件調査の着手に向けて環境省と協議をしている段階です。中間貯蔵施設整備事業については、既に過半数が契約をしており、事業に一定の理解が示されているものと認識しております。既に契約した地権者の方の思いを無駄にしないためにも、時期を逸しないようにする必要があると考えております。

双葉工区の中間貯蔵施設については、受け入れ分別施設1施設が既に試運転を開始しており、土壌貯蔵施設1施設が間もなく供用を開始する予定ですが、輸送量に比べてまだ十分な施設規模が確保できておりません。このことを解消するためには、議員も環境安全委員会で視察した中で実感されたかもしれませんが、特に用地面での対応が不可欠であり、町が契約することにより十分な施設規模確保の一助になるものと考えております。これらの施設が一定の規模で供用される場合、経済性、リスク管理の面からも有益であると考えられます。このようなスケールメリットが生かされるためにも、将来の契約を見据えつつ、まずは物件調査の早期着手に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほど最後に物件調査早期着手とおっしゃいましたが、具体的にいつからやるか、ちょっと再々質問で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

今、議員からご指摘ありましたように、早急にこの状況、物件調査については、環境省と協議をしまして進めさせていただきたいと思っております。

（「終わります」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告



○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時59分）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

## 平成29年第4回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年12月14日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第73号 双葉町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第74号 双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第75号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第76号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第77号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第78号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第79号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第80号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第81号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第82号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第83号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第84号 土地の取得について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第14 議員派遣変更の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	山本一弥君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	高橋秀行君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第73号から日程第12、議案第84号までそれぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

---

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第73号 双葉町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第73号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第74号 双葉町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第74号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第75号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第75号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第76号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第76号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第77号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第77号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第78号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第78号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決しました。

---

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第79号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。



お諮りします。議案第79号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決しました。

---

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第80号 平成29年度双葉町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第80号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第81号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第81号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第82号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第82号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第83号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款地域支援事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第83号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第84号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第84号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（佐々木清一君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りましたとおり、閉会中の継続調

査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議員派遣変更の件

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議員派遣変更の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま議決されました議員派遣変更の件について、派遣事項の変更等については議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、派遣事項の変更等は議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成29年第4回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時17分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      佐々木 清 一

署名議員                      尾 形 彰 宏

署名議員                      石 田      翼